

第3次箱根町地域福祉計画（令和3～7年度）

【素案】

人とひと・心とこころの交流で、みんなが^{しあわせ}幸福になる
^{こうふく}
交福のまち はこね

令和2年12月
箱根町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは・・・？	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の対象	5
(1)「地域」の捉え方	5
(2) 計画の対象	5
6 計画の策定体制	6
(1) 箱根町地域福祉計画策定委員会・庁内ヒアリング	6
(2) 地域福祉についてのアンケート調査の実施	6
(3) 箱根町調整モニターアンケート調査の実施	6
(4) 地域懇談会の実施	6
(5) パブリックコメントの実施	6
第2章 箱根町の現状と課題	7
1 箱根町の概況	7
(1) 人口の状況	7
(2) 人口・世帯数の推移	8
(3) 年齢3区分別人口の推移	9
(4) 高齢者世帯数の推移	10
(5) 要支援・要介護認定者数の推移	10
(6) 障がいのある人の状況	11
(7) 箱根町の将来の姿	11
2 住民アンケート調査から見られる箱根町の現状と課題	12
(1) 調査概要	12
(2) 主な集計結果	12
3 町政モニターアンケート調査から見られる箱根町の現状と課題	27
(1) 調査概要	27
(2) 調査概要	27
4 地域懇談会から見られる箱根町の現状と課題	29
(1) 実施概要	29
5 第2次計画の評価	30
6 地域福祉推進上の課題	31

第3章 地域福祉推進の理念	34
1 計画の基本的な考え方	34
2 本計画の基本理念	34
3 基本目標	35
4 施策の体系	36
第4章 施策の展開	37
基本目標1 “こうふく” は、安心から ～福祉を担う人づくり、元気なまちづくり～	37
(1) 見守り活動・福祉活動への理解の促進	37
(2) ボランティア活動の推進	40
(3) 健康づくり・介護予防の充実	42
基本目標2 “こうふく” は、きずなから ～互いに支え合う場づくり～	45
(1) 地域交流・異世代交流の推進	45
(2) 支え合いによる子育て支援の推進	47
(3) 安全対策の充実（万一の備えの充実）	48
基本目標3 “こうふく” は、豊かなメニューから ～安心できる仕組みづくり～	51
(1) 情報提供の充実	51
(2) 包括的な相談支援体制の構築	53
(3) 各種サービスの充実	56
第5章 計画の推進に向けて	58
1 地域福祉推進のための圏域設定	58
2 地域福祉の推進・調整役	59
(1) 箱根町社会福祉協議会	59
(2) 地域福祉の推進体制	59
3 進行管理	60
(1) 計画の進行管理	60
(2) 計画の評価・検証	60
4 地域福祉活動計画の概要	61
(1) 本計画と地域福祉活動計画の関係	61
(2) 計画の概要	61
資料編	62
資料1 箱根町地域福祉計画策定委員会規則	62
資料2 箱根町地域福祉計画策定委員会 委員名簿	64
資料3 地域懇談会 各地域での主な意見要旨	64

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは・・・？

本町を取り巻く社会環境は、人口の減少と少子高齢化、世帯の細分化（ひとり暮らし高齢者の増加等）が進行しており、地域の連帯感の希薄化などとともに、地域活動の担い手不足が深刻な問題になってきています。

このような状況の中で、町民一人ひとりが安心して暮らせる環境を実現していくためには、町民や社会福祉関係者、行政がお互いに協力し、協働によって地域社会の福祉課題の解決に取り組む「地域福祉」の推進がますます重要となっています。

また、町民一人ひとりが自身の生活様式を大切にしつつ、地域活動に積極的に参加し、たとえ高齢、障がい、その他の様々な事情から生活支援や福祉サービスを必要とするようになって、誰もが自分らしく、誇りをもって、地域の一員として安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちづくりを目指すのが「地域福祉」です。

なお、地域福祉の推進には、

町民自身の努力による「自助」、

地域住民がお互いに助け合う「共助」、

行政や社会福祉協議会などが取り組む「公助」、

町民と行政がそれぞれの特長を活かしながら「協働」することが重要となります。



2 計画策定の背景

平成 29 年 6 月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号)」により、社会福祉法の一部改正(平成 30 年 4 月施行)が行われ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ること(第 4 条)や、市町村においては、包括的な支援体制の整備(第 106 条の 3)の他、市町村地域福祉計画の策定(第 107 条)に努めるものとされました。

また、令和 2 年 6 月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 52 号)」により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、市町村は重層的支援体制整備事業を行うことができること(第 106 条の 4)となっており、この法律は令和 3 年 4 月に施行されます。

本計画は、このような法改正の動向を踏まえつつ、策定を行うものです。

社会福祉法の一部改正(地域福祉計画関係の主な規定)

(平成30年4月施行)

- ◇**地域共生社会の実現**に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加(第4条関係)
- ◇市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を整備**するよう努めるものとする(第 106 条の 3 関係)

(令和3年4月施行予定)

- ◇市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、**重層的支援体制整備事業を行うことができる**こと(第 106 条の 4 関係)

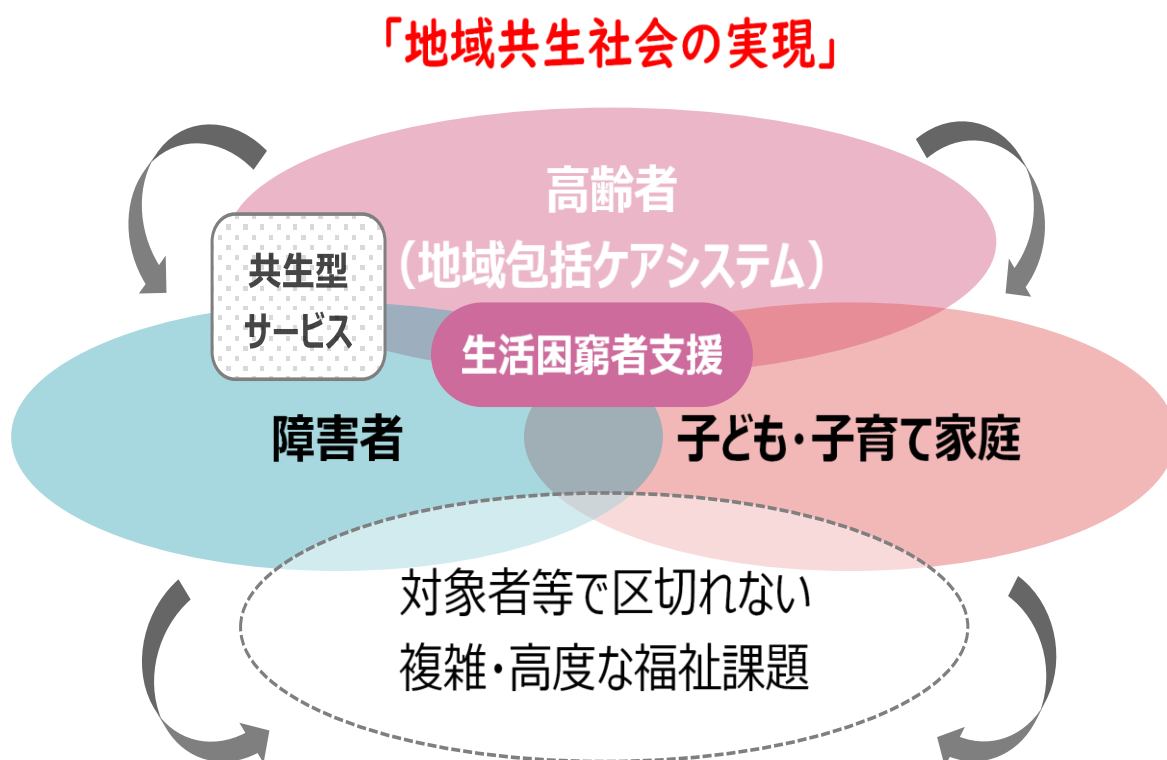
地域共生社会の実現について

これからの地域福祉を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に、支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりとともに、地域共生社会の実現を目指す必要性が高まっています。

〈地域共生社会とは？〉

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

「地域共生社会の実現」に向けた、分野を超えた包括的な支援 概念図

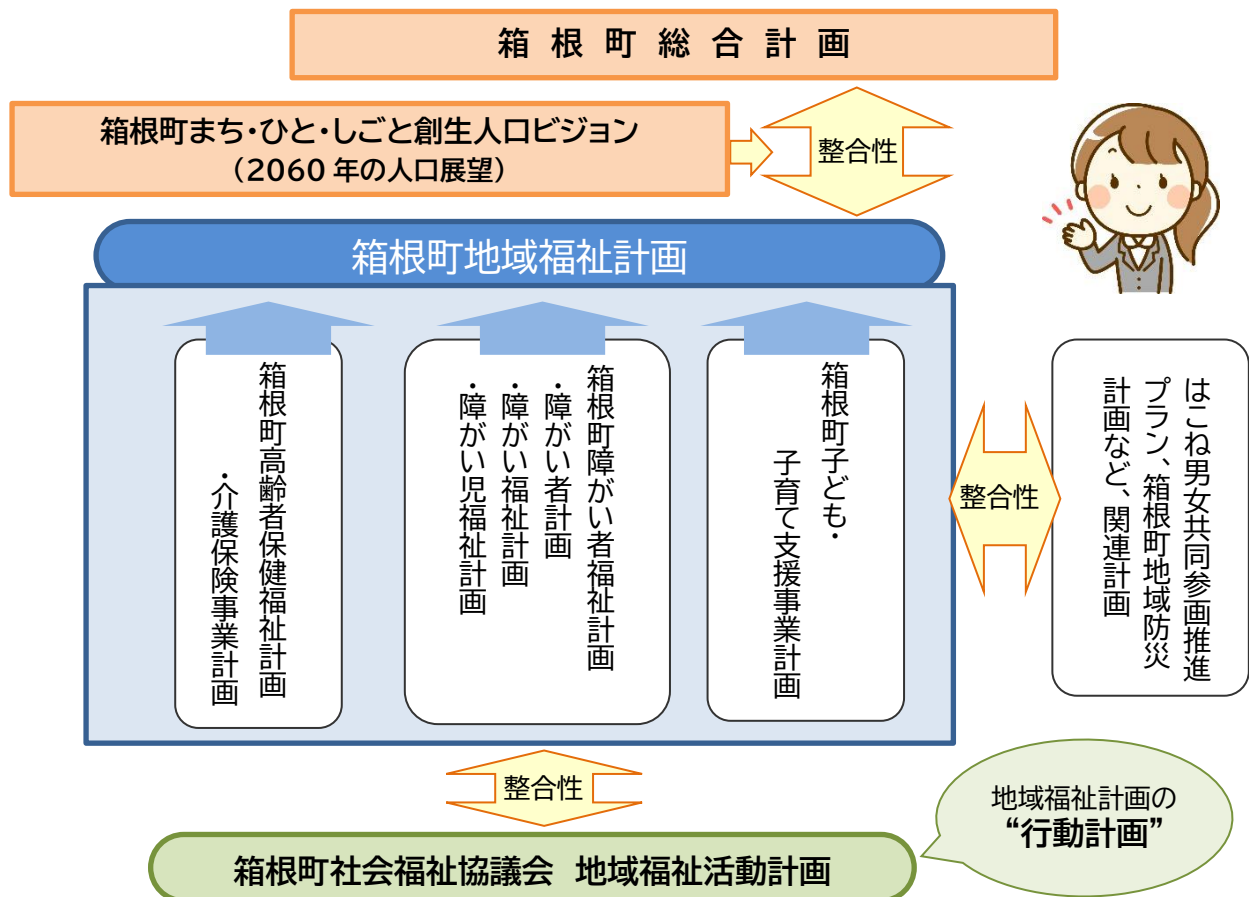


3 計画の位置づけ

社会福祉法第107条（平成15年4月1日施行）に規定する市町村地域福祉計画として位置づけ、箱根町総合計画のもとで福祉分野を具体化する計画のひとつであり、福祉分野における上位計画としての性格を持つものです。

本計画は、地域における町民の生活ニーズに応えるため、「箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「箱根町障がい者福祉計画（障がい者計画・障がい福祉計画）」、「箱根町子ども・子育て支援事業計画」などの個別の保健福祉計画に基づく施策を総合的に推進することを目的に策定するものです。また、地域福祉の視点から包括的に進める計画として、「はこね男女共同参画推進プラン」や「箱根町地域防災計画」など、対象者や分野に関わらず、福祉の観点から地域住民の生活支援を目指す基本計画となります。

さらに、本町では、恵まれた自然環境、積み重ねてきた歴史、培われた文化を次代に継承し、これまで以上に住んでよく、訪れてよいまちにするために、町民、町議会及び町（行政）の協力が必要であるとの認識のもと、平成20年9月、「箱根町自治基本条例」を制定しており、本計画は町民主体のまちづくりの実践のひとつとして位置づけられます。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年です。

【本計画】	～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域福祉計画	第2次 (平成28～令和2年度)	第3次箱根町地域福祉計画				

【その他関連計画】	～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第7期 (平成30～令和2年度)	第8期高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画				
障がい者計画	第3期 (平成27～令和2年度)	第4期障がい者計画				
障がい福祉計画	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期障がい福祉計画				
障がい児福祉計画	第1期 (平成30～令和2年度)	第2期障がい児福祉計画				
子ども子育て 支援事業計画	第1次 (平成27年 ～31年度)	第2次子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)				

5 計画の対象

(1) 「地域」の捉え方

「地域」には、隣近所や自治会単位等の生活圏を捉えた「暮らしの空間」としての地域をはじめ、ボランティア、NPO、事業者等の事業活動を中心とした「活動の空間」としての地域があります。

人の営みや様々な活動が行われる範囲は、それぞれが重なり合いながら、町民相互のつながりや交流、助け合い等が必要になります。こうした範囲を「地域」と捉えるほか、町全体を対象にした活動や施策を展開する場合は箱根町全体を「地域」と捉えます。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、箱根町自治基本条例の規定に基づき、「町民」（「住民（町内に住所を有する者）」、「町内に別荘を有する者」、「町内で働く者」、「学ぶ者」、「事業を営むもの」、「活動するもの」）とします。

6 計画の策定体制

この計画は、現状を把握するためにアンケート調査を実施するとともに、計画の策定にあたっては策定委員会での協議を行う等、策定の段階から積極的な住民参加によって計画づくりを行いました。

(1) 箱根町地域福祉計画策定委員会・庁内ヒアリング

地域福祉施策は行政組織の幅広い部門に関連しており、計画策定作業の円滑な推進を図る必要があることから、庁内の関係各課ヒアリングを実施するとともに、地域福祉関係団体から構成される「箱根町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議し、計画を策定しました。

(2) 地域福祉についてのアンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、一般住民（回答者 736 人）を対象に「地域福祉についてのアンケート調査（以下、「住民アンケート調査」という。）」を実施し、結果から出た意見や課題を計画に反映させています。

(3) 箱根町町政モニターアンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、箱根町町政モニター（回答者数 28 人）を対象にアンケート調査（以下、「町政モニターアンケート調査」という。）」を実施し、結果から出た意見や課題を計画に反映させています。

(4) 地域懇談会の実施

地域福祉計画の策定について周知を図るとともに、広く地域福祉を取り巻く課題やニーズを把握するため、町内5か所で「地域懇談会」を実施し、出された意見や課題を計画に反映させています。

(5) パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、計画素案の段階で幅広く町民の意見を募り、計画へ反映します。

※ パブリックコメントの結果を掲載します

第2章 箱根町の現状と課題

1 箱根町の概況

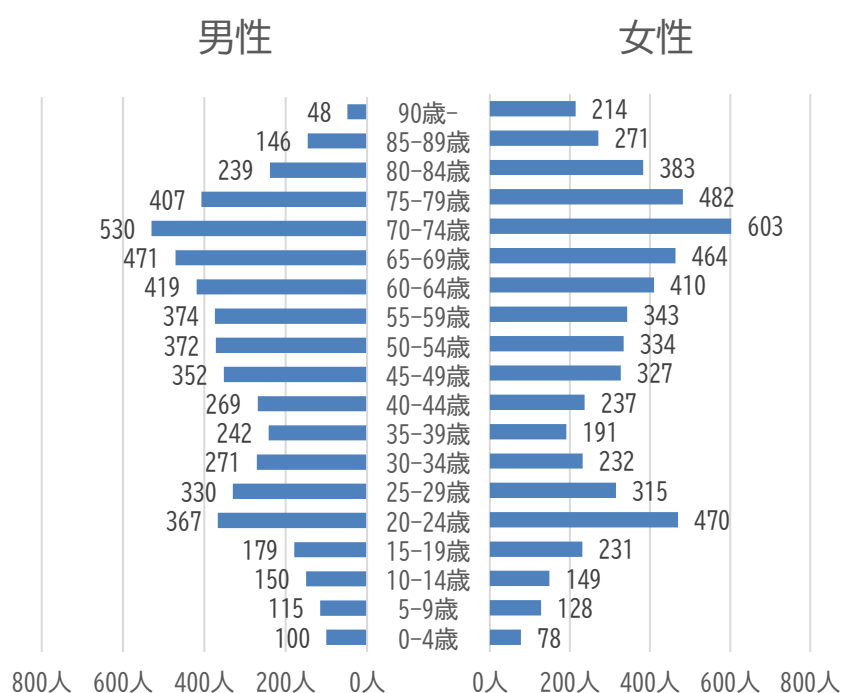
箱根町は、昭和31年に湯本町、温泉村、箱根町、宮城野村、仙石原村が合併して誕生しました。神奈川県南西部に位置し、東京から約80キロメートルの距離にあり、北は南足柄市、東は小田原市、南は湯河原町、西は静岡県3市2町と接しています。

地勢は、富士火山帯に属する箱根火山によって形成される典型的な複式火山で、その地形は複雑をきわめ、その中に河川・湖沼・草原を配した一大自然美を展開しています。

「天下の嶮箱根」は、富士を映す名鏡芦ノ湖や美しい山なみを中心とした四季折々の自然、古くから東海道の要衝であった箱根関所をはじめとする歴史的文化遺産や豊かな温泉に恵まれた国際観光地として発展し、企業の寮や保養所、分譲別荘なども進められてきました。

(1) 人口の状況

本町の令和2年9月末時点の住民基本台帳人口は11,243人となっています。年齢別にみると、いわゆる団塊の世代と呼ばれる70～74歳の年齢層を中心に、65～79歳の人口が多くなっているほか、本町の特徴としては、20～24歳の年齢層が多く、30歳代の人口が少なくなっています。



資料：住民基本台帳人口（令和2年9月末）

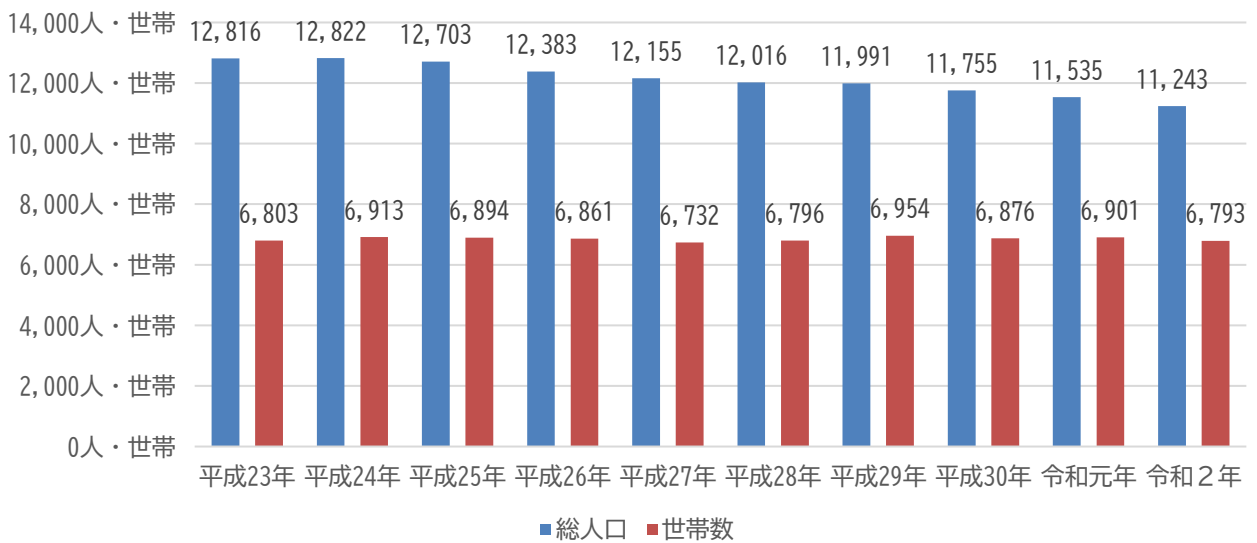
(2) 人口・世帯数の推移

令和2年の住民基本台帳人口は11,243人と、減少傾向で推移しています。

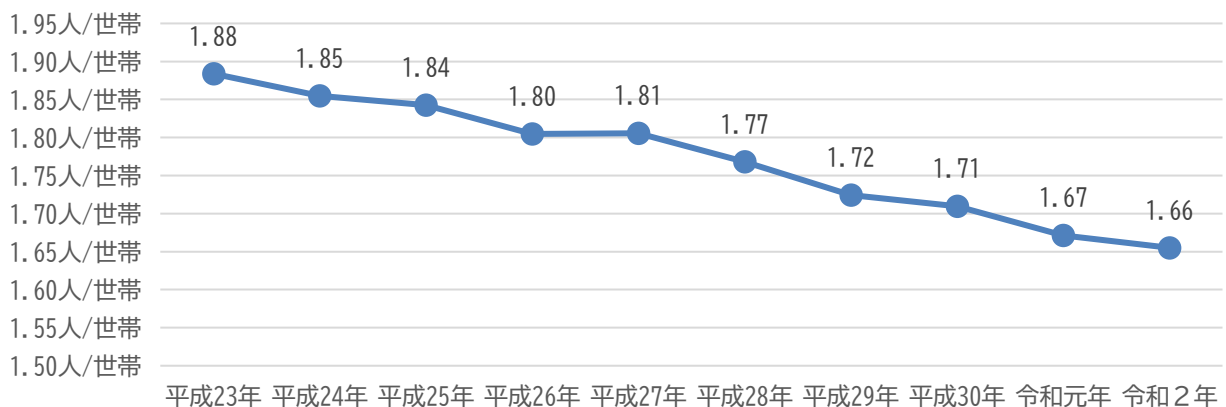
また、令和2年の世帯数は6,793世帯となっており、この10年は概ね横ばいで推移しています。

さらに、令和2年の世帯当たり人員は1.66人/世帯と、減少傾向で推移しており、世帯の細分化が進んでいます。

■総人口・世帯数の推移



■世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳人口（令和2年9月末）

(3) 年齢3区分別人口の推移

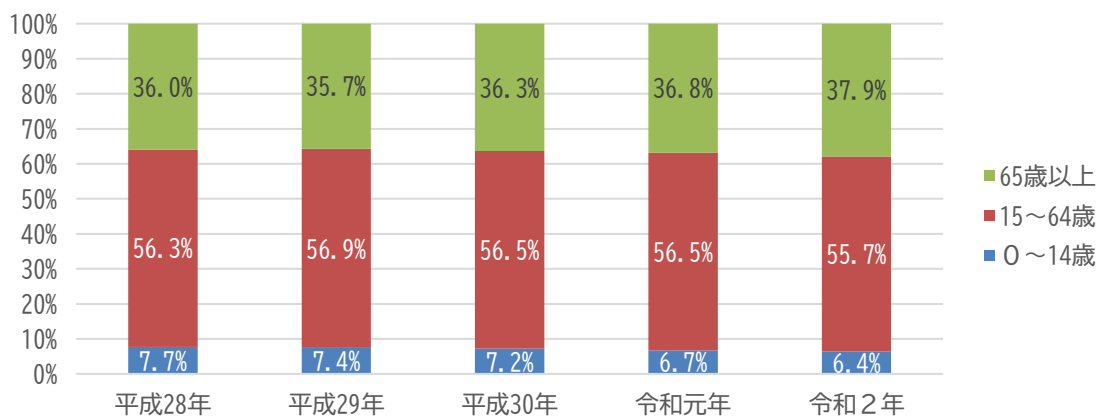
住民基本台帳人口による年齢3区分別の内訳を平成28年度と比較すると、0～14歳の年少人口は77.4%と、20%以上の減少となっているほか、15～64歳の生産年齢人口は92.6%、65歳以上の老年人口は98.5%と、いずれの年齢区分も減少傾向です。

年齢3区分別の構成比は、令和2年9月末時点で年少人口が6.4%まで低下している一方、老年人口は37.9%まで上昇しており、老年人口の構成比（高齢化率）は、全国や県の平均（令和2年1月1日時点 全国28.5%、県25.4%）を大幅に上回る水準です。

■年齢3区分別人口の推移

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28 →令和2 伸び率
総人口	人数	12,016	11,991	11,755	11,535	11,243	93.6%
年少人口 (0～14歳)	人数	930	891	847	775	720	77.4%
	構成比	7.7%	7.4%	7.2%	6.7%	6.4%	—
生産年齢人口 (15～64歳)	人数	6,764	6,821	6,636	6,513	6,265	92.6%
	構成比	56.3%	56.9%	56.5%	56.5%	55.7%	—
老年人口 (65歳以上)	人数	4,322	4,279	4,272	4,247	4,258	98.5%
	構成比	36.0%	35.7%	36.3%	36.8%	37.9%	—

■年齢3区分別人口構成比の推移

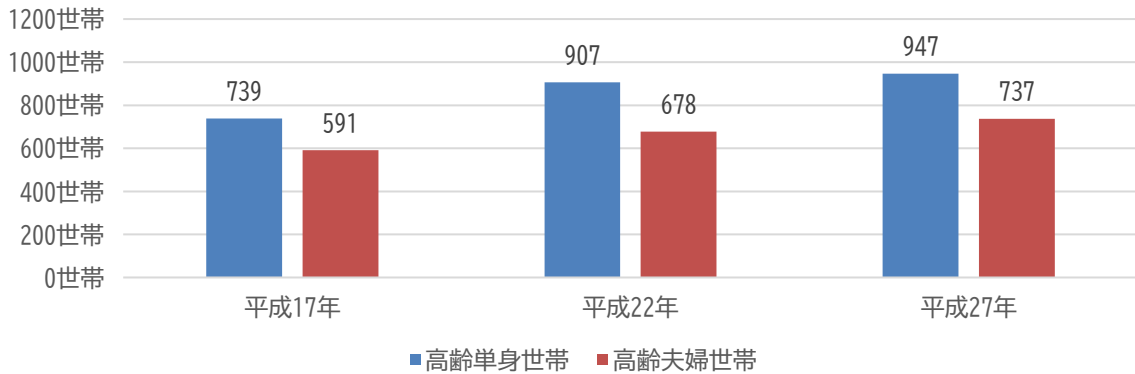


資料：住民基本台帳人口（令和2年9月末）

(4) 高齢者世帯数の推移

国勢調査によると、平成27年の65歳以上の高齢者のいる世帯は2,640世帯(43.4%)となっています。そのうち、高齢夫婦世帯は737世帯(12.1%)、高齢単身世帯は947世帯(15.6%)となっており、いずれも増加傾向で推移しており、県平均(高齢夫婦世帯11.4%、高齢単身世帯10.1%)と比べて高い状況です。

■高齢者世帯数の推移

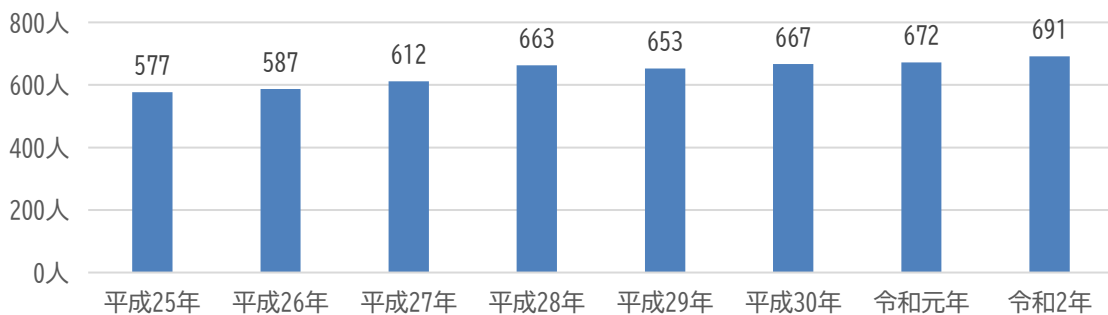


資料：国勢調査（各年10月1日）

(5) 要支援・要介護認定者数の推移

介護保険の要支援・要介護認定者数は、令和2年3月末時点で691人となっており、概ね増加傾向で推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移

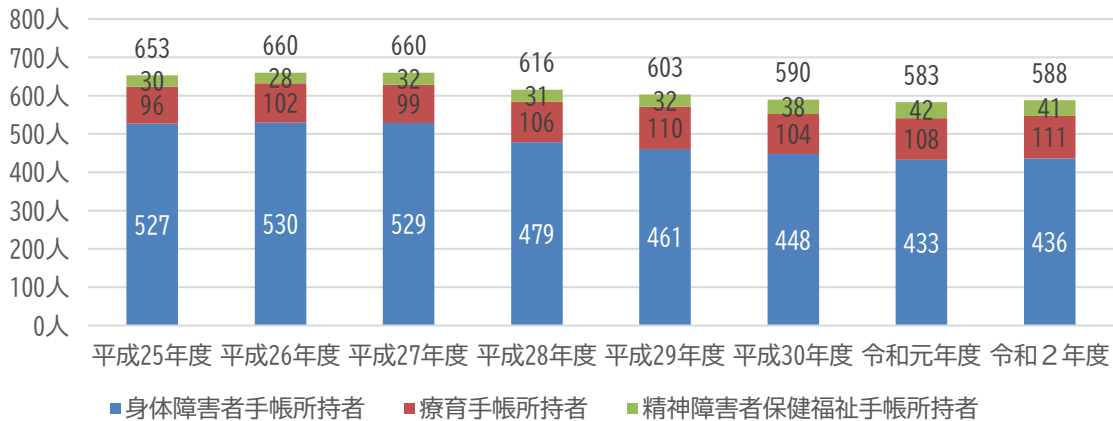


資料：介護保険事業状況報告月報（各年3月末）

(6) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数は、令和2年度現在 588 人となっており、概ね減少傾向で推移しています。そのうち、身体障害者手帳所持者は、令和2年度現在 436 人となっており、減少傾向で推移している一方、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度末、令和2年度のみ7月末）

(7) 箱根町の将来の姿

平成28年2月に公表された箱根町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、本町の総人口は令和22年には9千人近くに減少すると予測されています。

年齢区別にみると、0～14歳人口は、若い世代の転出者数の抑制、転入者数の増加による社会動態の改善と、出生率の向上による自然動態の改善により、令和22年には1千人台への回復を見込む一方、15～64歳と65歳以上人口は減少を見込んでいます。

■令和7年以降の総人口等の推計

		推計	
		令和7年	令和22年
総人口	人数	10,855	9,085
	0～14歳	873 (8.0%)	1,019 (11.2%)
	15～64歳	5,927 (54.6%)	4,628 (50.9%)
	65歳以上	4,055 (37.4%)	3,438 (37.9%)

資料：箱根町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成28年2月)※

※平成26年に閣議決定された日本の人口の現状と将来展望を提示する「町・ひと・しごと創生長期ビジョン」を受けて、箱根町が平成28年2月に公表した人口将来展望

2 住民アンケート調査から見られる箱根町の現状と課題

(1) 調査概要

□ 調査の目的

町民に対して福祉の意識やボランティア活動状況、福祉サービス・地域づくりに関する考え方や意見をうかがい、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。調査内容は次のとおりです。

- 近所や地域との付き合いについて
- 悩みごとや困りごとについて
- ボランティア活動について
- 災害に対する備えについて
- 福祉施策等について

□ 調査の設計

- (1) 調査対象 箱根町在住の満18歳以上の男女 2,000人（無作為に抽出）
 (2) 調査方法 郵送調査
 (3) 調査期間 令和2年7月20日～8月7日
 (4) 有効回収数 736人（有効回収率 36.8%）

□ 回答者の属性

【性別】

全体	男性	女性	無回答
736	293	397	46
100.0%	39.8%	53.9%	6.3%

【年代】

全体	18～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答
736	72	54	66	108	159	161	106	10
100.0%	9.8%	7.4%	9.0%	14.6%	21.6%	21.9%	14.3%	1.4%

【居住地域】

全体	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根	不明	無回答
736	172	77	171	225	80	0	11
100.0%	23.4%	10.5%	23.2%	30.5%	10.9%	0.0%	1.5%

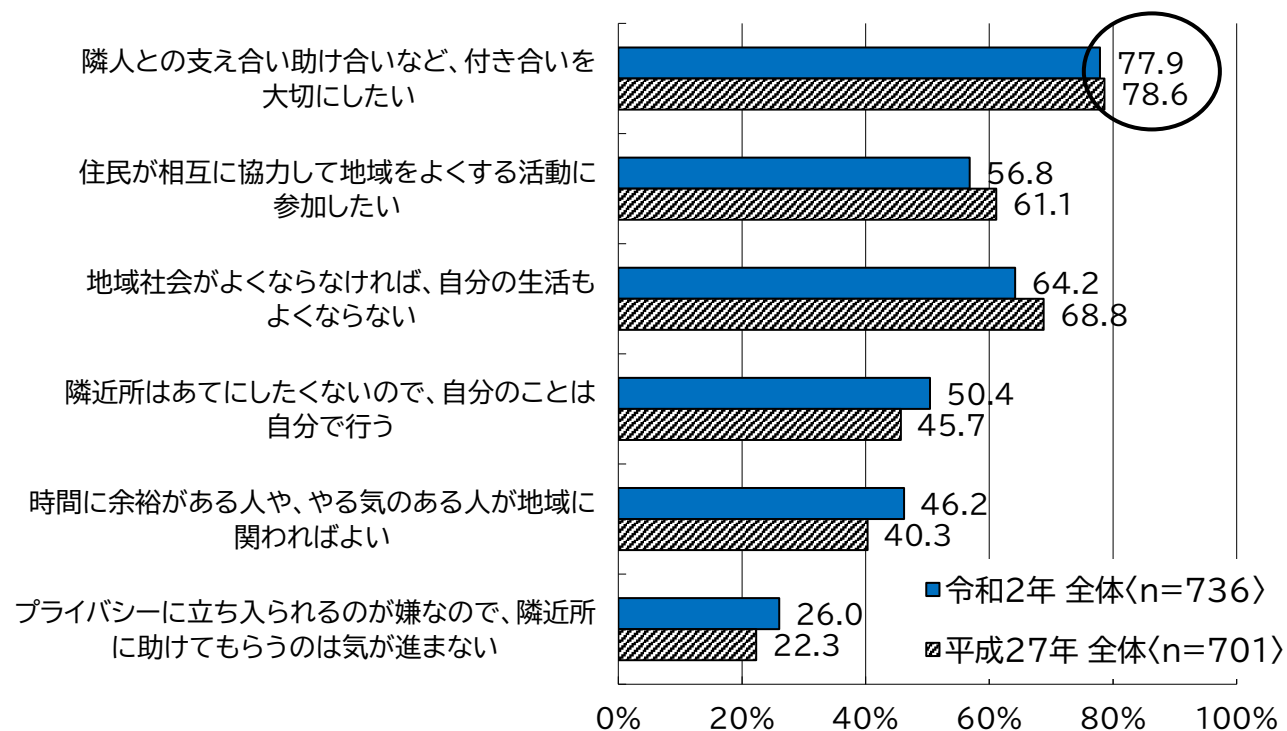
(2) 主な集計結果

計画の3つの基本目標別と町の住みよさに関連する主な設問の集計結果をまとめると、次のとおりです。

基本目標1 “こうふく” は、安心から ～福祉を担う人づくり、元気なまちづくり～

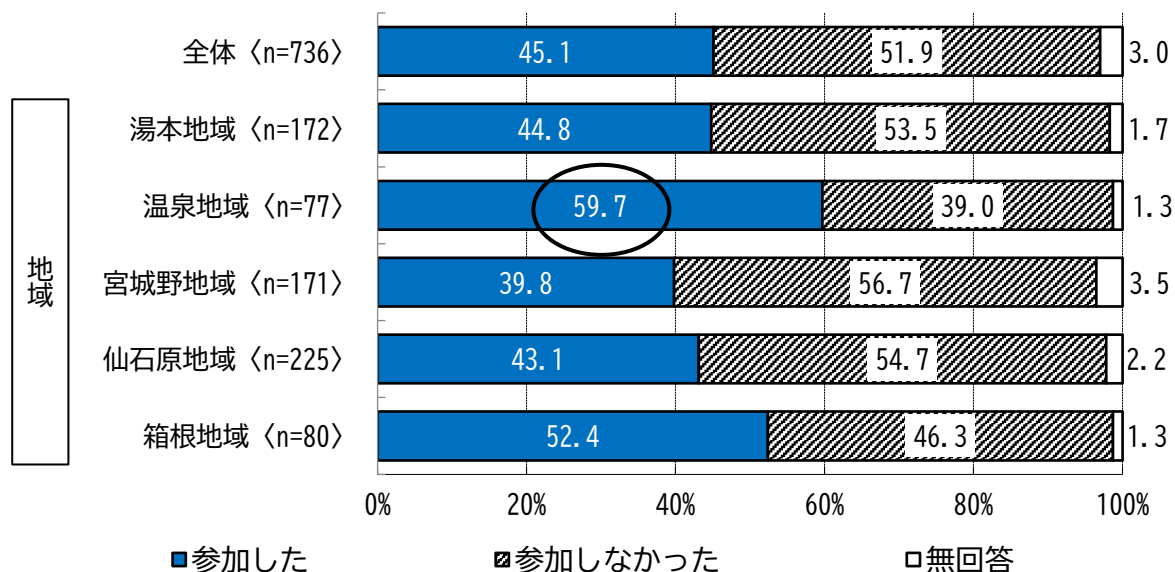
①地域社会における関わりについて（○は1つずつ）

● “隣人との支え合い助け合いなど、付き合いを大切にしたい” という町民が、約8割（77.9%）を占めており、この回答は前回調査から大きな変化は見られません。一方、“時間に余裕がある人や、やる気のある人が地域に関わればよい” という町民が増えている傾向がうかがえます。



②昨年1年間の自治会などの地域の活動や行事への参加

● 全体では4割超の参加率で、地域では温泉地域の参加率が約6割で最も高い状況です。



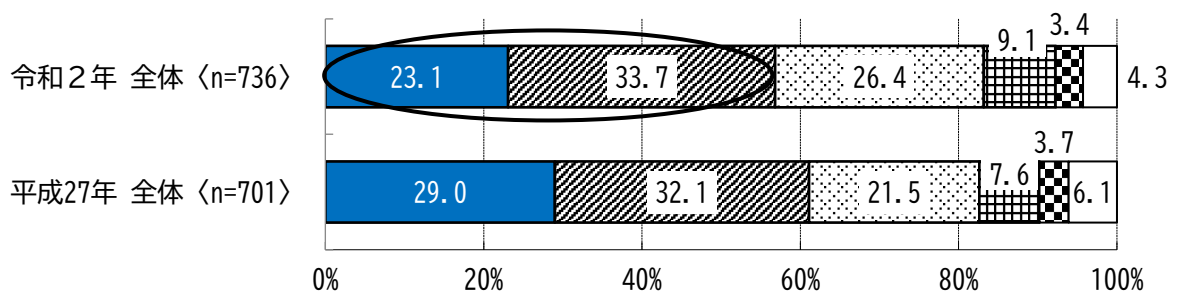
③地域の活動や行事へ参加しなかった理由

- 参加しなかった理由として、年齢が40～64歳の場合は「参加したいが、活動内容がわからない」という方が約2割おり、65～74歳の場合は「参加したい活動や行事がない」という方が比較的多く見られます。

	参加したいが、 活動内容がわか らない	参加したいが、 一人では心細い	参加したい活動 や行事がない
全体 〈n=382〉	9.4%	4.5%	9.9%
～39歳 〈n=92〉	6.5%	1.1%	8.7%
40～64歳 〈n=123〉	17.1%	8.1%	9.8%
65～74歳 〈n=69〉	5.8%	1.4%	13.0%
75歳～ 〈n=96〉	5.2%	5.2%	8.3%

④住民が相互に協力して地域をよくする活動への参加意向

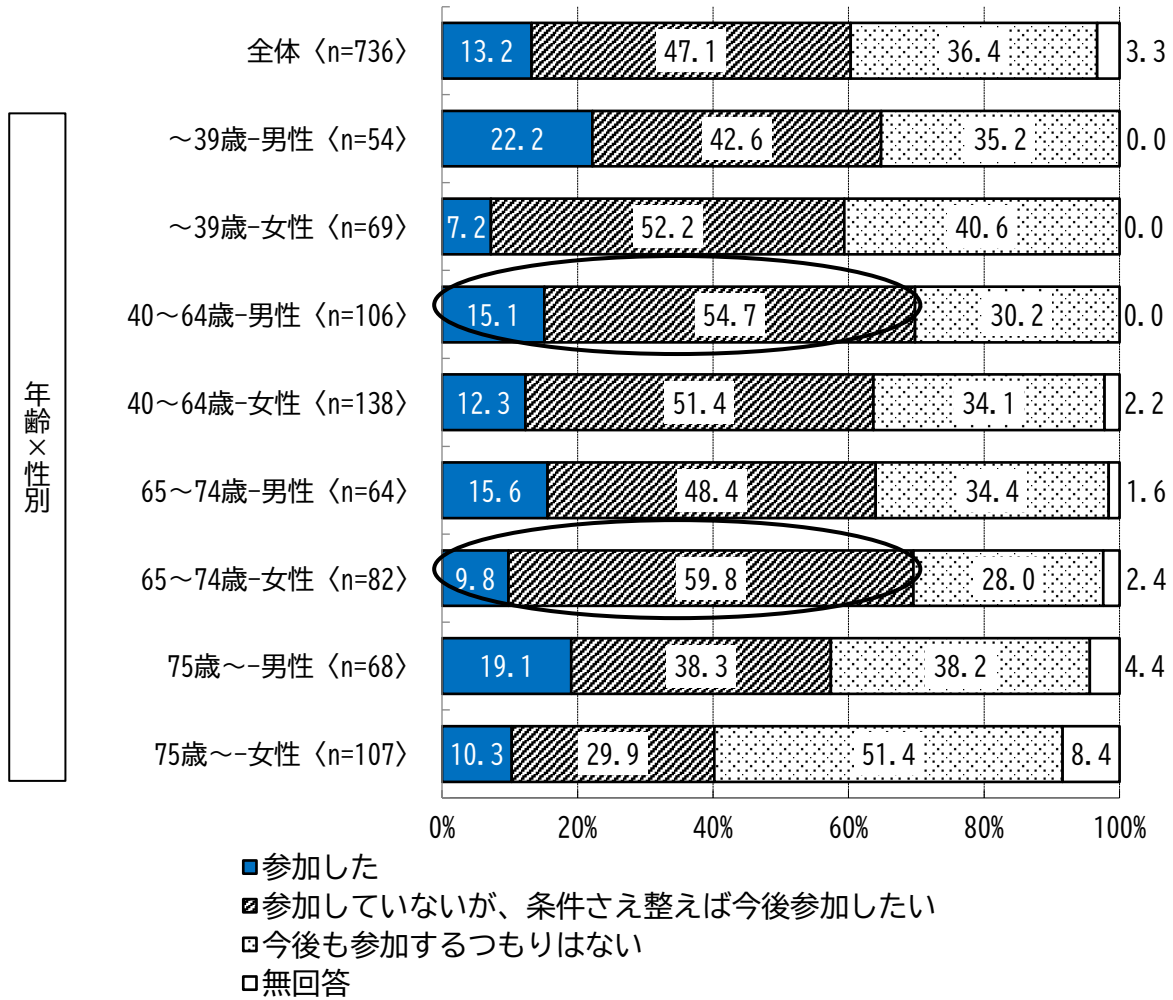
- 「そう思う」、「ややそう思う」という方が56.8%となっており、前回調査の同回答率(61.1%)から低下しており、参加への積極派が減少している傾向がうかがえます。



■そう思う ■ややそう思う □どちらともいえない ■あまりそう思わない ■そう思わない □無回答

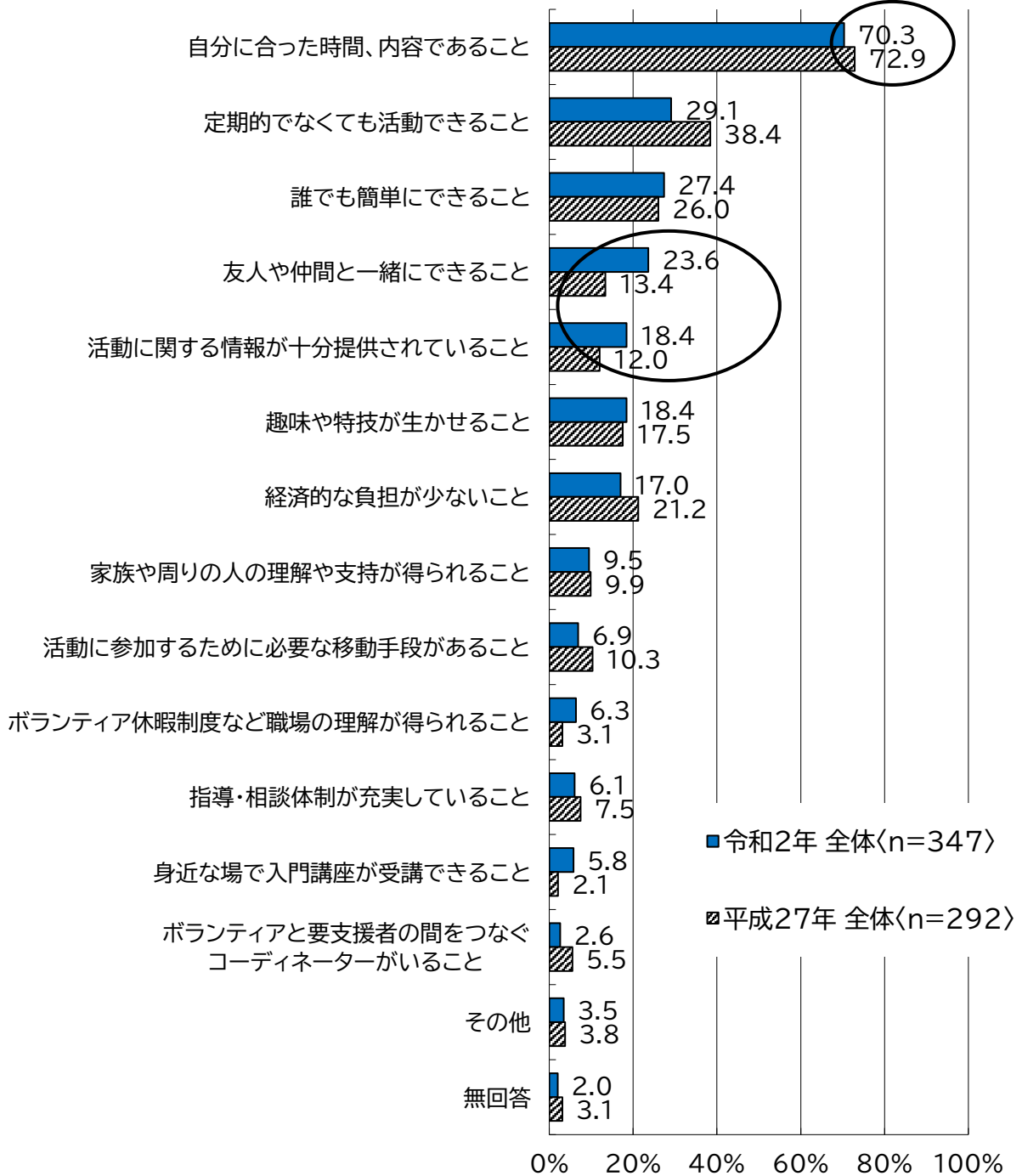
⑤昨年1年間のボランティア活動への参加

● 全体の参加率は13.2%で、条件次第で参加したいという町民を含めると、町民の約6割が活動への参加に肯定的な状況です。肯定派は、40～64歳-男性や65～74歳-女性で比較的多く見られます。



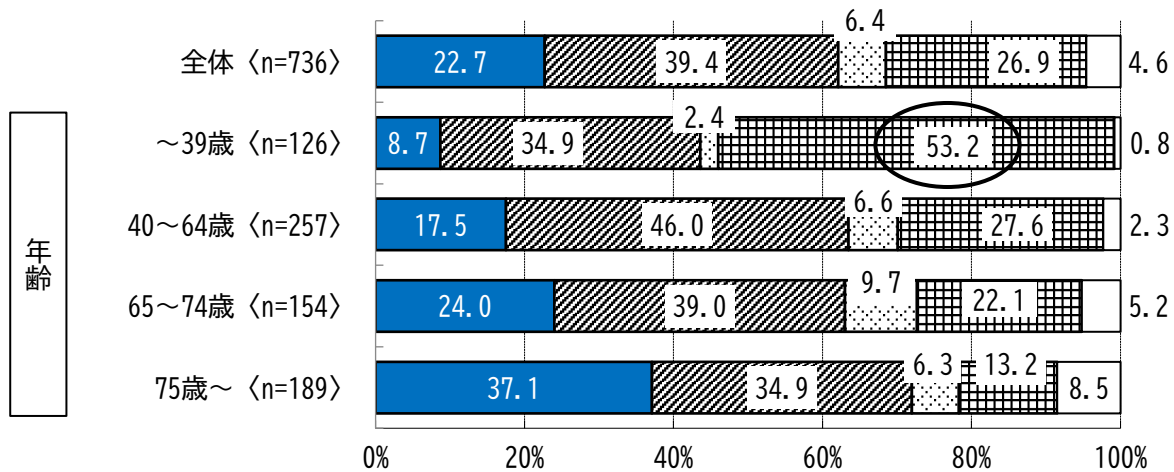
⑥どのような条件が整えば、ボランティア活動に参加したいか

- 前回調査と同様に「自分に合った時間、内容であること」が最上位で、「友人や仲間と一緒にできること」、「活動に関する情報が十分提供されていること」という条件をあげる町民が増えています。



⑥民生委員・児童委員のこと

- 上の年齢層ほど活動内容の認知度が高い状況であり、～39歳では「民生委員・児童委員も、活動内容も知らない」という町民が約半数を占めています。



- 地域の民生委員・児童委員も、活動内容も知っている
- ▣ 地域の民生委員・児童委員は知っているが、活動内容は知らない
- 地域の民生委員・児童委員は知らないが、活動内容は知っている
- ▤ 民生委員・児童委員も、活動内容も知らない
- 無回答

⑦地域の民生委員・児童委員に対して、特に期待する活動

- いずれの地域でも「声かけ、安否確認などの活動をととした地域住民の実態やニーズの把握」が最上位で、温泉地域では「地域の困っている人に対する支援」も同率で最上位です。

	声かけ、安否確認などの活動をととした地域住民の実態やニーズの把握	地域での相談対応	地域の困っている人に対する支援	地域の福祉活動の促進	災害時の避難支援	その他	特にない・わからない	無回答
全体 (n=736)	47.1%	27.7%	41.6%	19.0%	31.1%	2.0%	20.0%	3.9%
湯本地域 (n=172)	50.0%	26.7%	43.0%	21.5%	40.1%	1.7%	19.2%	1.2%
温泉地域 (n=77)	48.1%	35.1%	48.1%	18.2%	23.4%	1.3%	19.5%	2.6%
宮城野地域 (n=171)	43.9%	26.3%	35.7%	18.7%	25.7%	1.8%	21.6%	5.3%
仙石原地域 (n=225)	44.9%	27.1%	43.6%	20.0%	34.2%	3.1%	20.0%	3.1%
箱根地域 (n=80)	53.8%	30.0%	42.5%	15.0%	25.0%	1.3%	18.8%	7.5%

基本目標1 “こうふく”は、安心から ～福祉を担う人づくり、元気なまちづくり～

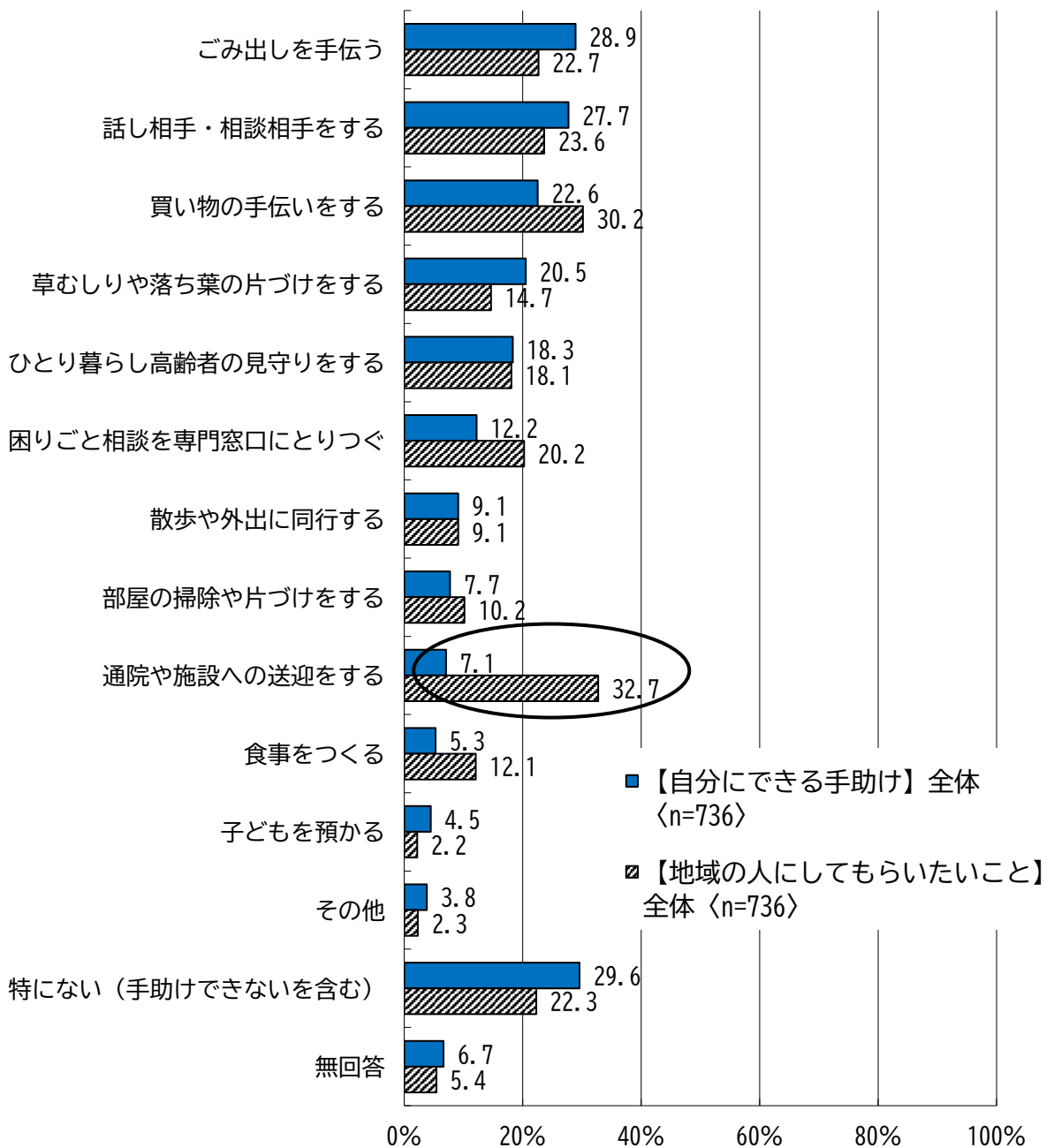
調査結果のポイント！

- ◆ 地域との関わり方について、住民の約8割が“隣人との支え合い助け合いなど、付き合いを大切にしたい”と答えており、今後も日常や災害時等における協力や支え合いのために、適切な距離感でつながりや信頼関係をつくるような取組が求められます。
- ◆ 40～64歳の住民は、地域の活動や行事に「参加したいが、活動内容がわからない」という方が他の年齢層と比べて多く、PRを通じた参加促進が必要である一方、65～74歳の住民は、「参加したい活動や行事がない」という方が比較的多く、この年齢層にとって魅力的な活動や行事の展開が課題です。
- ◆ 条件次第でボランティア活動に参加したいという住民について、いかに実際の活動参加につなげていくか、求める条件の整備が課題です。
- ◆ 民生委員・児童委員の活動について、若年層への周知とともに、「声かけ、安否確認などの活動をとおした地域住民の実態やニーズの把握」の推進、充実のための活動支援が求められます。

基本目標2 “こうふく” は、きずなから ～互いに支え合う場づくり～

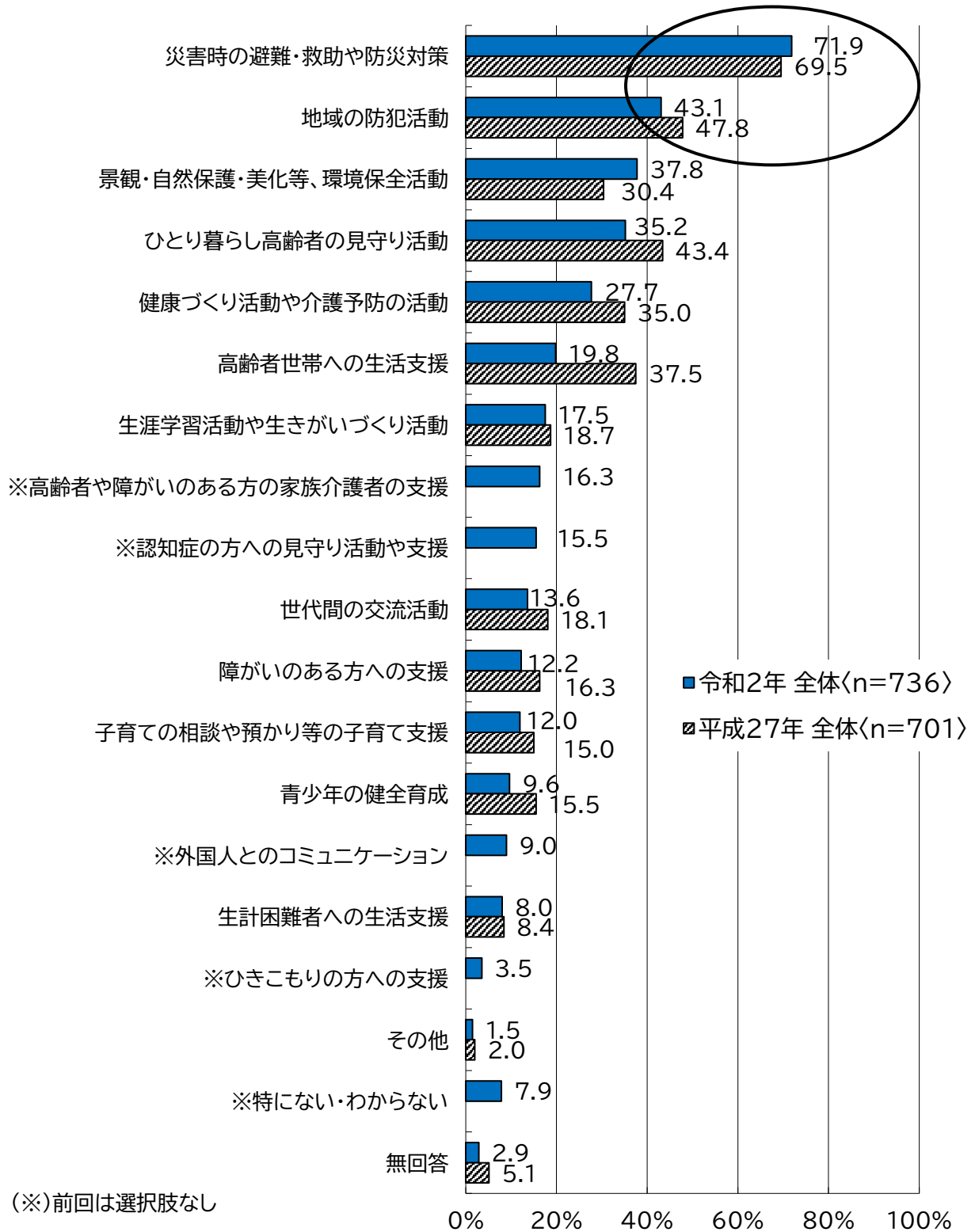
- ①近所に住む「ひとり暮らしの高齢者」、「寝たきりの高齢者や障がいのある方がいる家庭」、「子育てをしている家庭」に対して、あなたができる手助け
 ②あなたやあなたの家族が高齢になったり、病気や事故などで日常生活が不自由となったとき、地域の人にしてもらいたいこと

● 自分にできる手助けは、「ごみ出しを手伝う」と「話し相手・相談相手をする」が上位2つで、地域の人にしてもらいたいことは、「通院や施設への送迎をする」と「買い物の手助け」が上位2つです。送迎は、できること、してもらいたいことに大きなギャップが見られます。



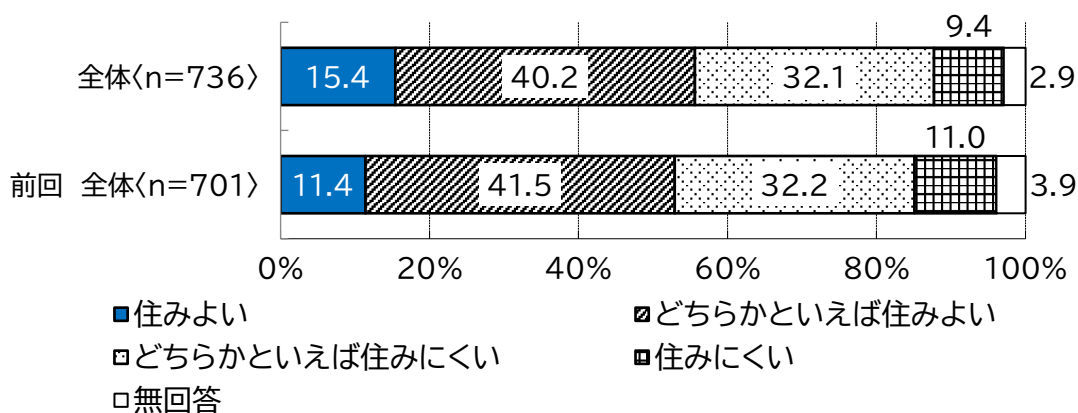
②地域の人たちが協力して取り組んでいくことが必要だと思う活動

- 前回調査と同様に「災害時の避難・救助や防災対策」が約7割と最も高く、次いで「地域の防犯活動」が約4割と続いています。



③現在の箱根町の住みよさ

● 全体では「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」という肯定的な評価が約半数(55.6%)となっています。年齢区分別で見ると、～39歳は肯定的な評価が半数を下回る状況(46.8%)です。



【年齢区分別】

	住みよい	どちらかとい えば住み よい	どちらかとい えば住み にくい	住みにくい	無回答
全体(n=736)	15.4%	40.2%	32.1%	9.4%	2.9%
～39歳(n=126)	13.5%	33.3%	38.1%	15.1%	0.0%
40～64歳(n=257)	10.1%	44.7%	36.2%	7.4%	1.6%
65～74歳(n=154)	18.8%	44.2%	23.4%	9.7%	3.9%
75歳～(n=189)	21.7%	37.0%	30.7%	7.4%	3.2%

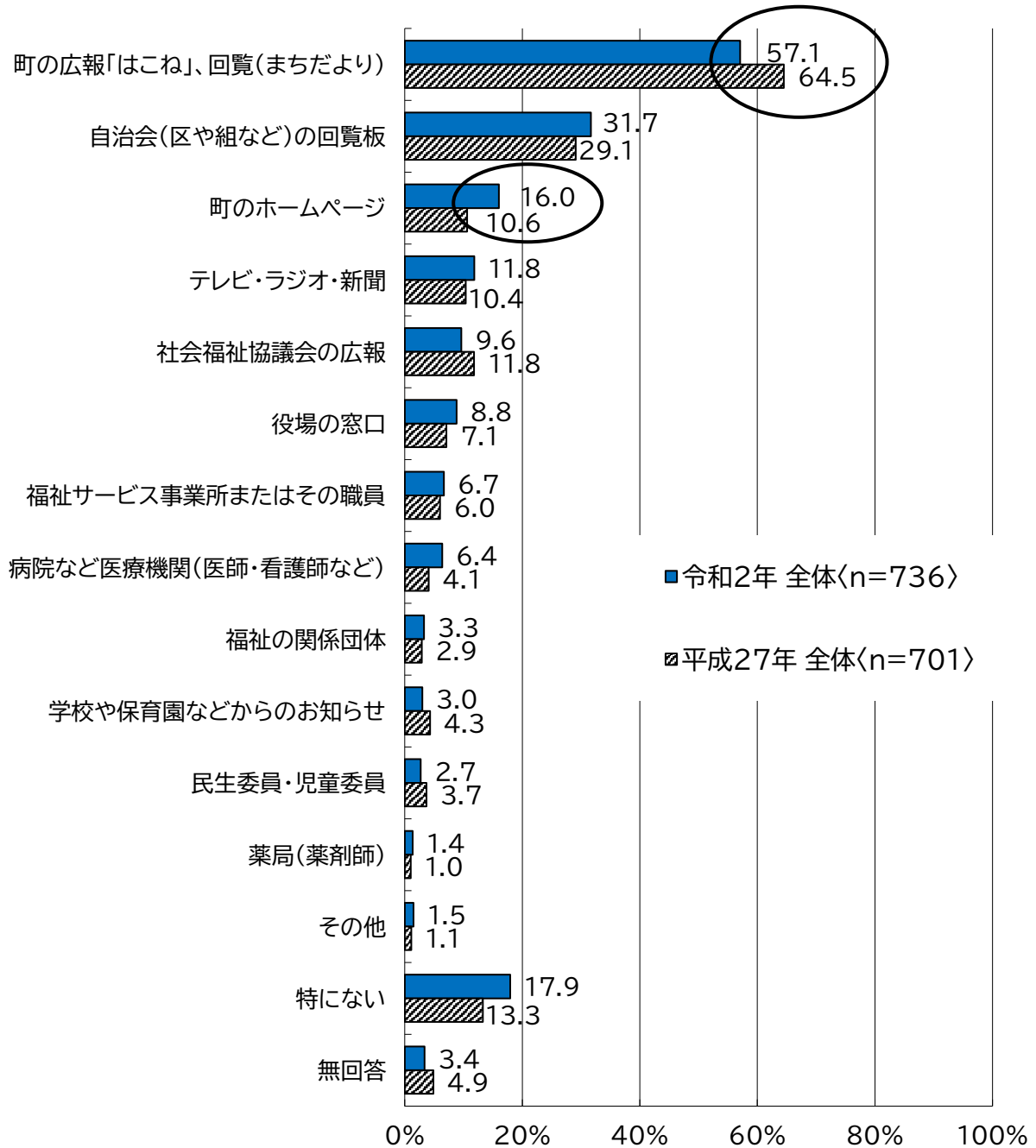
基本目標2 “こうふく”は、きずなから ～互いに支え合う場づくり～ **調査結果のポイント!**

- ◆ 近所や地域の人にしてもらいたいこと上位2つ「通院や施設への送迎をする」と「買い物の手伝い」は、需要(してもらいたい)と供給(自分にできる)にギャップがあり、買い物支援や送迎の供給は、免許返納の問題もあいまって、大きな課題です。
- ◆ 地域の人たちが協力して取り組んでいくことについては、災害対策と防犯対策が上位2つであり、これらテーマの支え合いの取組を推進する必要があります。
- ◆ 特に若年層に住みよいと感じてもらえる、町に住み続けられるような環境づくりが課題です。なお、39歳以下の若年層で「どちらかといえば住みにくい」、「住みにくい」と回答している人は、子育てや教育に関することについて、悩みや不安を持つ割合が比較的高いほか、地域で協力して取り組んでほしいことについても、子育ての相談や預かり等の子育て支援を求める割合が比較的高いことから、きめ細かな相談支援や子育て支援が一層求められます。

基本目標3 “こうふく” は、豊かなメニューから ~安心できる仕組みづくり~

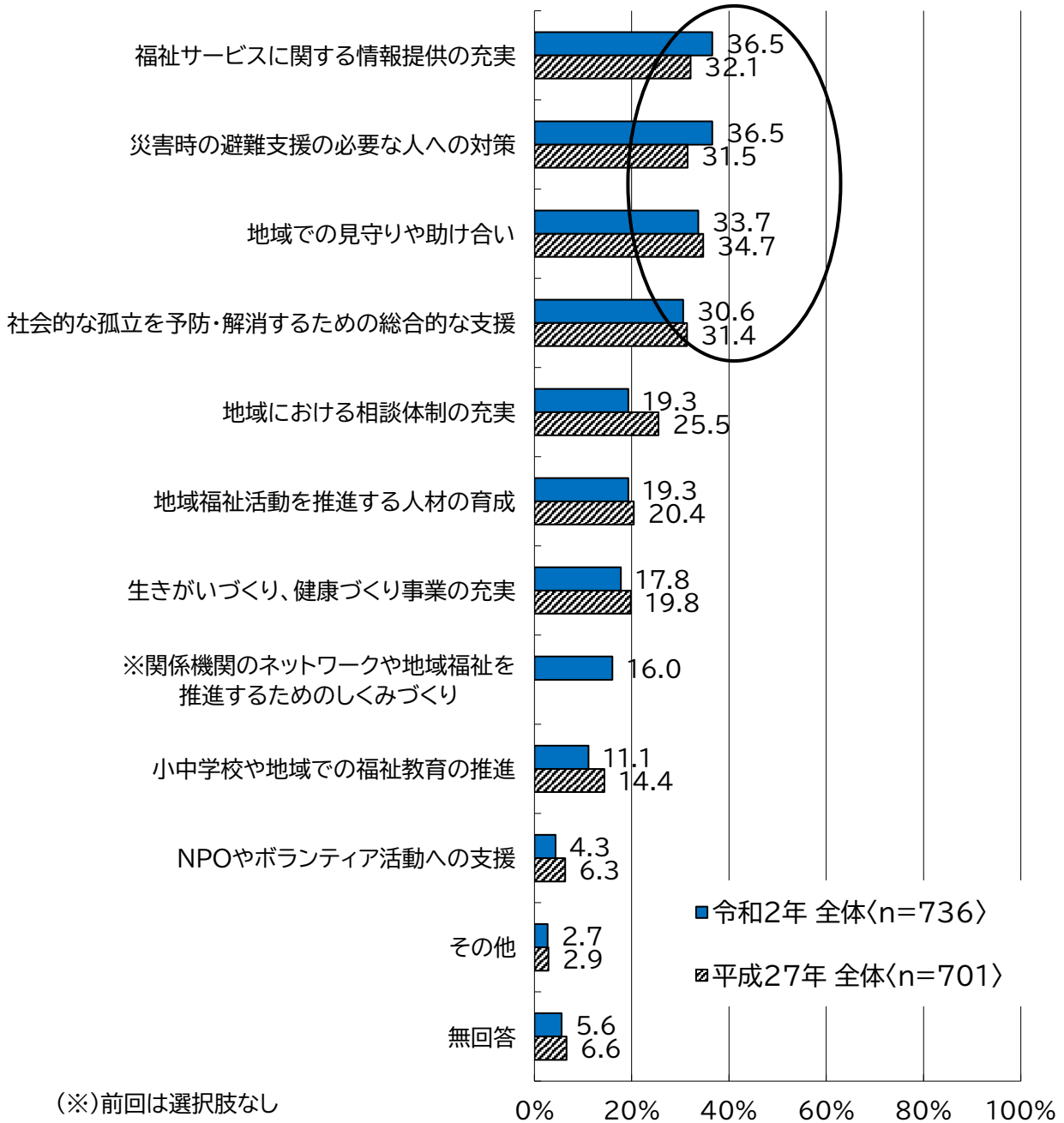
①福祉サービスの情報の入手先

- 前回調査と同様に町の広報「はこね」、回覧（まちだより）が最上位で、次いで「自治会（区や組など）の回覧板」と続いております。「町のホームページ」との回答が増えています。



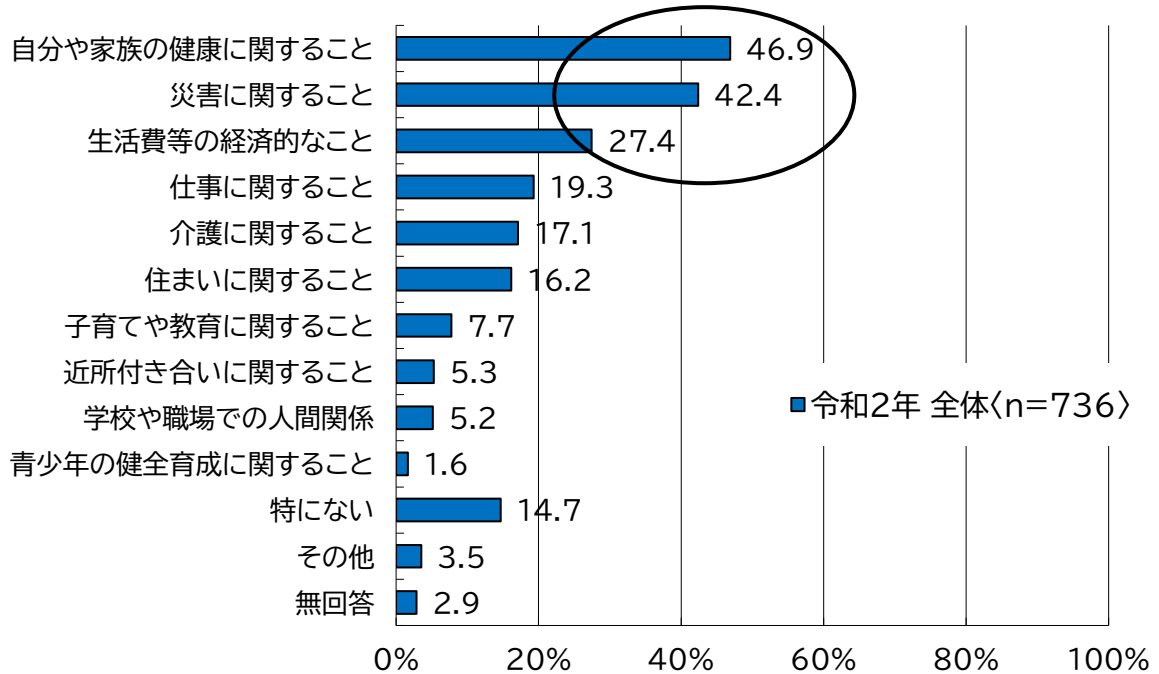
②地域の福祉を充実させていく上で、箱根町が力を入れるべき点

- 「福祉サービスに関する情報提供の充実」と「災害時の避難支援の必要な人への対策」が最上位で、次いで「地域での見守りや助け合い」、「社会的な孤立を予防・解消するための総合的な支援」と続いています。



③毎日の暮らしの中での主な悩みや不安

- 全体では「自分や家族の健康に関すること」が最上位で、次いで「災害に関すること」、「生活費等の経済的なこと」と続いています。年齢区分別で主な回答の結果を見ると、～39歳の場合は「生活費等の経済的なこと」が約4割で最も多い悩み等となっています。

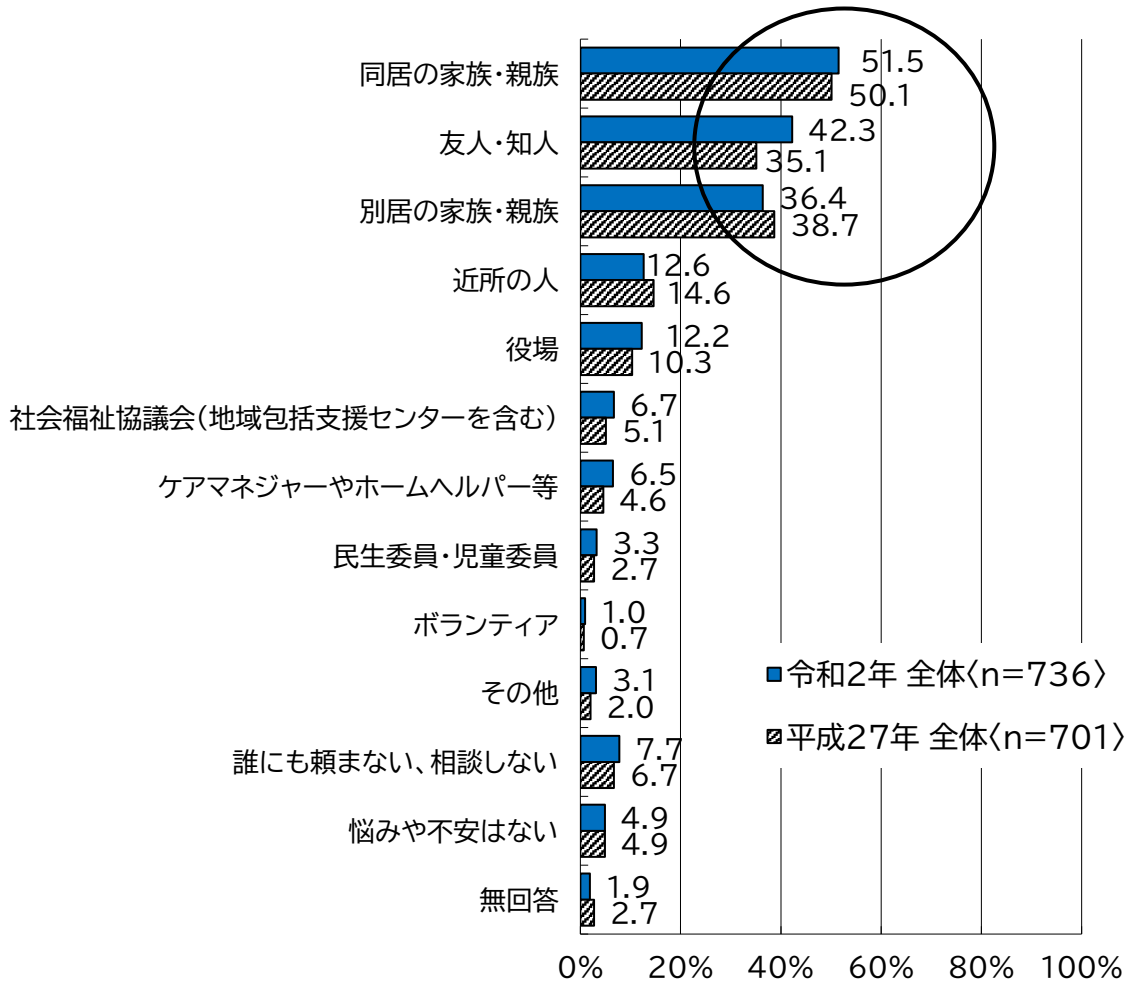


【年齢区分別 主な回答】

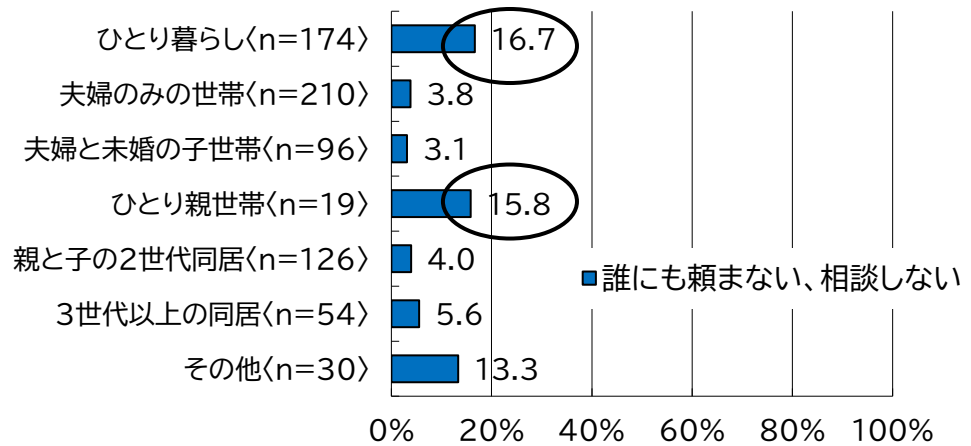
	子育てや教育に関すること	介護に関すること	生活費等の経済的なこと
全体 (n=736)	7.7%	17.1%	27.4%
～39歳 (n=126)	15.9%	1.6%	<u>42.9%</u>
40～64歳 (n=257)	11.7%	11.3%	26.1%
65～74歳 (n=154)	1.9%	22.1%	22.1%
75歳～ (n=189)	2.1%	31.2%	23.8%

④日頃の生活での困ったことについての相談先

- 全体では「同居の家族・親族」、「友人・知人」、「別居の家族・親族」が上位3つです。家族構成別で「誰にも頼まない、相談しない」という割合を見ると、ひとり暮らしやひとり親世帯は1割を超える割合となっています。



【家族構成別 誰にも頼まない、相談しない割合】



基本目標3 “こうふく”は、豊かなメニューから ~安心できる仕組みづくり~

調査結果のポイント！

- ◆ 箱根町が力を入れるべき点として、「福祉サービスに関する情報提供の充実」を求める住民が比較的多くなっており、情報の入手先として、町の広報「はこね」、回覧(まちだより)の重要性を再認識すると同時に、「町のホームページ」での情報提供の充実が課題です。
- ◆ 若年層において経済的な悩みや不安をかかえる人の割合が高く、また、ひとり暮らしやひとり親世帯の場合は、「誰にも頼まない、相談しない」という割合が比較的高いことを踏まえて、支援事業や相談窓口の周知を図る必要があります。

3 町政モニターアンケート調査から見られる箱根町の現状と課題

(1) 調査概要

□ 調査の目的

町政モニター*に対して地域との関わり方や困りごと、災害時の対応等に関する考え方や意見をうかがい、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。調査内容は次のとおりです。

- 地域との関わり方について
- 困りごととその課題や対応等について
- 災害時の対応について

□ 調査の設計

- (1) 調査対象 箱根町町政モニター 45人
- (2) 調査期間 令和2年9月10日～23日
- (3) 有効回収数 28人（有効回収率62.2%）

□ 回答者の属性

【性別】

全体	男性	女性
28	12	16
100.0%	42.9%	57.1%

【年代】

全体	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
28	2	3	7	8	8
100.0%	7.1%	10.7%	25.0%	28.6%	28.6%

(2) 調査結果概要

□ 地域との関わり方について

- ◆ 住みよさについては、約6割の方が「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」と回答しています。
- ◆ 近所付き合いについては、「助け合うことが大切」、「協力することは当然」との回答が82.2%と高い割合を占めており、近隣での助け合いの意識の高さが伺えます。
- ◆ 日常の困りごとを相談する相手は、「家族・親族」、「友人・知人」という回答が大半を占め、「近所の人」という回答が少なかったことから、近隣での付き合いは適切な距離感を保っている方が多いことが分かります。
- ◆ 行政が優先して取り組むべきことについての質問に「福祉サービスに関する情報提供の充実」、「地域での見守りや助け合い」と回答する方が多かったことから、支援を必要とする方と相談される方が悩み事を抱え込まないように、行政としては地域と連携しながら相談しやすい体制づくりに努めるとともに、公的機関等の情報提供の充実を図っていく必要があります。

□ 困りごととその課題や対応等について

- ◆ 日常生活の悩みについて、「子育てや教育に関すること」が「健康に関すること」に次いで多く、それに関連して、地域課題では「教育や将来のことの相談環境の整備」が多く、地域で取り組むことが必要と思うことでは、「子育て相談や預かり等の支援」という回答が多くありました。

- ◆ 地域と行政の積極的な連携で改善を図れることについては、「地域における子育て支援の充実」という回答が多く、地域と行政が協働して対応することで子育てしやすい環境を整えることができると感じていると伺えます。

- ◆ 調査対象年齢が60代までの方が対象となっていることから、高齢の方などに対する見守り意識が高いことが分かる結果が次のとおり出ています。

地域が協力して取り組んでいくことが必要と思うこと

→高齢者や認知症の方等への見守りや生活支援（15.2%）

地域と行政の積極的な連携で改善を図れること

→ひとり暮らし高齢者などの見守り（17.8%）

□ 災害時の対応について

- ◆ 昨今の本町を取り巻く自然災害の状況から、災害時の避難・救助や防災対策への関心が高く、日常生活での不安と地域課題については、「災害に関すること」と「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」という回答がそれぞれ14.1%、地域で取り組んでいくことが必要だと思うことについては、「災害時の避難・救助や防災対策」が27.3%と最も多くなっています。

- ◆ 地域の協力に加え、住民と町が連携することで改善を図ることができると思うことについては、「災害の際の避難支援」、「防災や防犯の情報提供を円滑に行える体制づくり」がそれぞれ同率で21.9%と多く、これからの福祉政策で最優先して取り組むべきことは、「災害時に避難支援が必要な人への対策」という回答が17.8%で最多でした。

- ◆ 自然災害は、時と場所を選ばず発生するため、行政の初動体制に先んじて地域での協力（共助）が重要であると考えている方が多いことと、地域と行政が連携することで、地域防災力を効果的に向上させることが求められています。

□ 総括

- ◆ 少子高齢化や複雑化する環境の中で一人ひとりが抱える課題は多方面にわたっているケースが多く、多様化する課題を解決していくために、住民と地域と行政が協働し、実態の把握に努め、高齢者、障がい者、子育て、生活困窮者支援、災害支援など、分野ごとの施策に加えて、各分野を横断する支援体制づくりが求められています。

★ 町政モニター

町政モニター制度は、登録した方に対し、インターネット上で町政に関するアンケートを実施する制度です。

4 地域懇談会から見られる箱根町の現状と課題

(1) 実施概要

□ 実施の目的

町民に対して、各居住地域における福祉に対する課題や現状の取組、今後の取組に関する考え方や意見をうかがい、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

□ 実施状況

各地域の自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体の代表が参加し、次の日程で実施しました。

地域名	開催日	会場
湯本地区	令和2年9月29日	箱根町役場
温泉地域	令和2年10月2日	温泉出張所
宮城野地域	令和2年10月9日	宮城野出張所
箱根地域	令和2年10月12日	元箱根集会所
仙石原地域	令和2年10月14日	仙石原文化センター

□ 結果の概要

多くの地域共通のものとして、次の問題提起等がありました。

● 災害時への不安とともに、避難所での対応や避難場所への要望

災害時に活動できる人が高齢の人しかいないという不安や、身近な場における避難場所の確保への要望と避難訓練の方法の提案(状況によって内容を変えて訓練する)のほか、災害時の避難所での対応について、民生委員や女性会の協力に関する提案等がありました。

また、民生委員が把握している情報の共有に関する意見等が寄せられています。

● 支援を必要とする人の情報把握や地域の課題を協議する場づくり

地域によって、地域活動の拠点の有無など特性や要望に違いがある一方で、自治会活動のマナー化、新規加入者が入らない、後継者が育たない、自治会に支援を必要とする人の情報が入ってこないという点は、共通する課題としてあがっています。情報交換や勉強会、老々介護の世帯や一人世帯をどう守っていくか協議する場が必要との声や、自治会活動の認知を高める取組等が求められています。

● 生活支援サービスと相談窓口の充実等

通院や買い物を支援するサービス等への要望や提案が寄せられています。また、相談窓口の充実(困っていることを相談する一括窓口等)に関する提案のほか、医療に関する意見も複数(地元のお医者さんを積極的に利用する等)あがっています。

5 第2次計画の評価

数値目標の達成状況から、第2次計画の評価を行いました。

社会福祉協議会のボランティアセンターに登録しているボランティア団体数は、令和元年度時点で10団体となっており、第2次計画策定時（平成27年度）と同様です。

また、社会福祉協議会の小地域福祉推進団体数（地区社会福祉協議会数）は、第2次計画策定時と同様に、湯本地区と仙石原地区の2団体で、全地区への拡大には至っていませんが、生活支援コーディネーター事業の実施を通じて、湯本地域や温泉地域、宮城野地域、仙石原地域で、町民による生活支援の体制づくりや町民同士の話し合いの場づくりを進めています。

さらに、社会福祉協議会のサロン活動促進事業を通じて、活動費の助成、活動への助言、情報提供等を行っており、令和元年度時点でサロンは11団体で、第2次計画策定時（平成27年度）から増加しています。

住民アンケート調査に基づく数値目標については、隣人との支え合い等への意識については大きな変化は見られない一方、地域活動への参加希望率は減少しています。

町の住みよさへの評価は、第2次計画策定時（平成27年度）と変わらず、半数以上の人「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と評価しています。

また、基本目標ごとの評価は次のとおりです。

● 基本目標1 「こうふくは、安心から」

「見守り活動・福祉活動への理解の促進」、「安全対策の充実（万一の備えの充実）」、「健康づくり介護予防の充実」に向けて、自治会や民生委員、配食サービス等による高齢者の見守り、乳幼児全戸訪問や子育て世代の交流の場の提供などによる育児支援の推進、災害時要援護対象者名簿のPRやハザードマップの配布、健康福祉フェスティバルや介護予防教室等の実施により健康づくりの推進や介護予防の取組を推進しました。

● 基本目標2 「こうふくは、きずなから」

「地域交流・異世代交流の推進」、「ボランティア活動の推進」、「男女共同参画の推進」に向けて、子育て支援センターの開設や子どもの遊び場の整備、地区社協やサロン活動支援、学校教育におけるボランティア体験等を実施しました。

● 基本目標3「こうふくは、豊かなメニューから」

「情報提供の充実」、「相談体制の強化」、「各種サービスの充実」に向けて、分かりやすい情報発信、心配ごと相談や地域ケア会議の開催により相談体制の強化を推進しました。

■ 第2次計画の数値目標の達成状況

項目名	第2次計画 策定時 (H27年度)	現状値	第2次計画 目標値 (R2年度)
①ボランティア団体数 (町社会福祉協議会登録数)	10 団体	10 団体 (R元年度)	12 団体
②小地域福祉推進団体数 (地区社会福祉協議会数)	2 団体	2 団体 (R元年度)	5 団体
③サロン数	4 地域 9 団体	5 地域 11 団体 (R元年度)	5 地域 12 団体
④隣人との支え合い助け合いなど、付き合いを大切にしたいと思う人の割合	78.6%	77.9% (R2年度)	増加
⑤住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加したいと思う人の割合	62.1%	56.8% (R2年度)	増加
⑥箱根町を住みよいと思う人の割合	52.9%	55.6% (R2年度)	増加

資料：④～⑥は令和2年度住民アンケート調査

6 地域福祉推進上の課題

住民アンケート調査、地域懇談会等から、地域福祉を推進していく上での課題として、次のようなことがあります。

■ 地域との連携の希薄化・“地域力”の低下への対応

人口の減少と少子高齢化の進行とともに、自治会加入者の減少や役員等の高齢化が進んでいるほか、本町の観光産業振興による20歳代など若い世代の転入者の多さ等の特徴も相まって、地域住民同士の付き合いが希薄化している現状があります。

特に災害時の支え合いの体制づくりは大きな課題であり、住民アンケート調査でも災害対策は町民が協力して取り組むべきことの最上位で、地域懇談会では、町民が地域の課題を把握したり、話し合いを行う場づくりを求める声があがっています。



■ 支援が必要な人の増加への対応



75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、今後もひとり暮らし高齢者や介護保険の要支援・要介護認定者、認知症高齢者等、支援を必要とする町民の増加が見込まれます。

介護保険制度などの公的な福祉制度の充実のみならず、公的制度では補いきれない、買い物支援や移動支援といった生活支援体制の充実が大きな課題です。

■ 地域活動や支え合いの活動等への参加促進

本町のボランティア団体数は現計画策定時から増えていないほか、住民アンケート調査による地域活動への参加希望率は減少しており、自治会活動をはじめとする地域活動は、参加者の固定化や高齢化といった課題を抱えています。



その一方で、社会福祉協議会のサロン活動は団体数が増加しているほか、生活支援コーディネーターを中心に各地区で生活支援体制の構築に向けた取り組みが進められており、自治会活動の重要性のPRや町民同士の話し合いや交流の場づくり等を通じて、地域活動や支え合いの活動等へより多くの町民の参加を促進していくことが課題です。

■ 子育て環境の充実



本町では、少子化が進行しており、過去5年で年少人口(0~14歳)は2割以上減少しています。

子育て家庭における孤立感や負担感を解消し、育児困難や虐待等を防ぐためにも、育児や教育について気軽に相談できたり、子育て世代同士で情報交換できる場の提供など、地域ぐるみで子育てを支え合う環境づくりが求められています。

■ 健康づくりや介護予防の取組、医療体制の充実

町民が健やかな暮らしを続けるためには、健康づくりや介護予防の推進とともに、地域医療の果たす役割は非常に重要です。

今後も、ウォーキングや「いきいき HAKONE 体操」の普及など、健康づくりを支援する取組や介護予防の効果的な取組を実施するとともに、町民が安心して暮らせる医療体制を存続していく対策を構築する必要があります。



■ 包括的な支援体制の構築



町民の生活様式や考え方の多様化に伴い、高齢者福祉・介護、障がい福祉、子ども・子育て支援など、分野を問わず、包括的に生活課題を解決する、地域全体で支える体制を構築していく必要があります。

世帯の中で課題を抱えた人が複数存在するなど、複数の分野にまたがる複合的な支援を必要とするケースが増加していることを踏まえて、包括的支援体制を構築し、「地域共生社会」の実現を目指していきます。

第3章 地域福祉推進の理念

1 計画の基本的な考え方

本町では、「箱根町民憲章」を道しるべとして、平成29年3月に策定した「箱根町第6次総合計画」は、次の町の将来像と福祉分野に関する基本目標を定めています。

町の将来像 ～ やすらぎとおもてなしのあふれる町ー箱根 ～

「やすらぎ」として、箱根の誇る美しい自然環境の保全を図っていき、住む人、訪れる人すべてが癒しを感じられる町を目指していくとともに、火山対策をはじめ防災対策の強化を図って、安全・安心が確保される町を目指します。

また、「おもてなし」として、町民同士が相手を思いやる気持ちを持って日々ふれあうことのできる町を目指すことで、地域コミュニティの維持向上につなげるとともに、国内外から訪れるすべての人々に対しても、おもてなしの心が伝わる町になることを目指します。

福祉分野に関する基本目標 ～ 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり ～

町民が年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉や医療のサービス提供とともに地域住民による支えあいの活動を支援することを目指します。

2 本計画の基本理念

人とひと・心とこころの交流で、みんなが^{しあわせ}幸福になる
こ^{こう}ふ^{ふく}く
交福のまち はこね

本計画の基本理念は、第2次計画を踏襲し「人とひと・心とこころの交流で、みんなが^{しあわせ}幸福になる 交^{こう}福^{ふく}のまち はこね」とします。

町民一人ひとりが自分らしく生きることを尊重し合い、多様な人々の交流により豊かな暮らしを支える“地域力”を育て、幸福を呼ぶ“交福”のまちとなることを目指すもので、町民と町（行政）、民間の福祉サービス事業者等が力を合わせ、すべての町民が一人ひとりの生活様式に沿って、子どもから高齢者まですべての人々が支え合い、安心していきいきと暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

3 基本目標

基本理念の実現のためには、すべての町民がお互いを尊重し、理解し、相互に助け合うことのできる地域社会を実現していくことが重要となります。

そのため、前回計画の基本目標を基本とした以下の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標1 “こうふく”は、安心から ～福祉を担う人づくり、元気なまちづくり～

地域福祉を推進するためには、町民一人ひとりが地域福祉の担い手として、福祉や地域の課題について理解を深め、できる範囲の活動から始めることが大きなポイントです。

家庭、地域、学校等が連携して、子どもたちの思いやりの心を育むとともに、子どもから高齢者まで、幅広い世代が地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めます。

また、町民がいつまでも健康で、いきいきと社会参加する元気なまちづくりを図るため、健康づくりや介護予防に力を入れていきます。

★主な取組★ 見守り活動・福祉活動への理解促進、ボランティア活動の推進、
健康づくり・介護予防の充実

基本目標2 “こうふく”は、きずなから ～互いに支え合う場づくり～

性別や年齢に関係なく、親しく付き合うことができる地域づくりを進めるとともに、お互いに助け合って生活することができる関係を築くことが大切です。

特に、本町では全国や県の水準を上回り少子高齢化が進行している中で、支え合いによる子育て支援の推進とともに、火山や台風、地震などの災害時に備えるため、地域ぐるみによる安全対策の充実を図ります。

★主な取組★ 地域交流・異世代交流の推進、支え合いによる子育て支援の推進、
安全対策の充実（万一の備えの充実）

基本目標3 “こうふく”は、豊かなメニューから ～安心できる仕組みづくり～

高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加している中で、生活支援や権利擁護への対応とともに、8050問題やダブルケアの問題など、複雑化・複合化する問題に包括的に対応していくことが求められています。

まずは、必要とする支援やサービスに関する情報を容易に入手できる環境づくりとともに、困りごと等に包括的に対応できる相談支援体制の強化を図るほか、各種の生活支援サービスや福祉サービスの充実を進めます。

★主な取組★ 情報提供の充実、包括的な相談支援体制の強化、各種サービスの充実

4 施策の体系

基本理念

人とひと・心とこころの交流で、みんなが^{しあわせ}幸福になる
こ^{こう}ふ^{ふく}のまちはこね

～地域みんなでともに育む福祉のまちづくり～

基本目標 1

“こ^{こう}ふ^{ふく}”は、安心から
～福祉を担う人づくり、元気なまちづくり～

主な取組

- (1) 見守り活動・福祉活動への理解の促進
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 健康づくり・介護予防の充実

基本目標 2

“こ^{こう}ふ^{ふく}”は、きずなから
～互いに支え合う場づくり～

主な取組

- (1) 地域交流・異世代交流の推進
- (2) 支え合いによる子育て支援の推進
- (3) 安全対策の充実（万一の備えの充実）

基本目標 3

“こ^{こう}ふ^{ふく}”は、豊かなメニューから
～安心できる仕組みづくり～

主な取組

- (1) 情報提供の充実
- (2) 包括的な相談支援体制の構築
- (3) 各種サービスの充実

第4章 施策の展開

基本目標1 “こうふく”は、安心から～福祉を担う人づくり、元気なまちづくり～

(1) 見守り活動・福祉活動への理解の促進

*** 現状と課題 ***

- 住民アンケート調査では、隣人との支え合いや助け合いなどの付き合いを大切にしたいと考えている人が約8割を占めています。
- 一方、実際の近所や地域との付き合いの程度としては「顔を合わせれば挨拶する」が4割近くで最も高く、5年前（平成27年度）に実施した前回アンケート調査と比べて、隣近所をあてにしないという人や、時間ややる気がある人が地域に関わればよいという考え方の人が増えている状況もうかがえます。
- 地域懇談会では、すべての地域共通で、自治会の役員など地域活動の担い手不足とともに、支援を必要とする人の情報把握が課題としてあがっており、自治会活動をはじめ、地域での支え合いの活動の状況や地域の課題を周知し、活動への理解を促していくことが求められています。
- 町の取組としては、各地域自治会、「民生委員・児童委員*」等の協力のもとで、ひとり暮らし高齢者などの見守り活動を実施しており、今後も民生委員・児童委員活動の積極的なPRに努める必要があるとともに、地域見守り活動に関する協定に基づく取組や、各地域の自治会と協働での防犯活動の推進など、町民の安心につながる活動を推進する必要があります。
- 人口減少を乗り越えていく上で、地域住民や地域の多様な主体が参画し、様々なつながりのもとで、町民一人ひとりの生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められており、子どもから高齢者まで、見守り活動や福祉活動への理解を促す取組と活動に参加するきっかけづくりを図ります。



★ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の要望を関係機関に伝えるとともに、ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の訪問、相談など、住民が安心して暮らせるような支援を行うボランティアです。

【仕事】

- 住民の生活状態を適切に把握すること
- 援助を必要とする人が、地域で自立して生活できるよう、必要な援助を行うこと



*** 取組の目標 ***

- ★ 人にやさしいまちづくり
- ★ 地域住民の助け合い・支え合い意識の高揚
- ★ 性別や年齢に関係なく、誰もが親しく付き合うことができる地域づくり
- ★ 福祉活動や地域の課題への理解の促進



*** 一人ひとりができること（地域でできること） ***

- 高齢者や障がい者への理解を深め、心のバリアフリーを実践しましょう。
- 回覧などの連絡事項は、できるだけ手渡しとし、顔を合わせる機会を増やしましょう。
- ひとり暮らし高齢者などの話し相手になりましょう。
- 地域のことに関心を持ちましょう。
- 地域の一員として自治会や老人クラブ、子ども会に加入しましょう。
- とより近所や地域の町民に関心を持って状況の変化に気を配りましょう。
- 声かけ、見守り活動により、援護が必要な人の異変を早期に発見しましょう。
- 地域から高齢者の所在不明問題を出さないようにしましょう。
- 高齢者、障がい者、外国人などに福祉活動への参加を積極的に呼びかけましょう。
- 虐待と疑われることがあった場合には、小さなことでもすぐに役場や児童相談所、地域包括支援センターなどの公共機関に相談しましょう。（児童虐待については、町民に通告義務があります）
- 子どもの登下校時には積極的に声をかけ、防犯・見守り活動を推進しましょう。
- 別居の家族・親類の安否を気遣いましょう。



*** 行政が行うこと ***

- 町民一人ひとりが福祉に取り組む地域福祉のまちづくりを目指し、地域による見守り体制の充実に努めます。
- 地域での見守り活動を支援し、お互いに支え合う意識の高揚を図ります。
- 地域の一員であるという意識を高めるために自治会加入を奨励していきます。
- 福祉学習や体験の機会づくりを推進します。
- 子どもの頃から人権感覚が身につくように人権教育の必要性について啓発します。
- 配食サービスなどのサービス利用状況や郵便物返戻等に注視し高齢者を見守ります。
- 妊産婦訪問、乳児全戸訪問指導等を通して子育て家庭を見守り、子育て世代の交流の場を提供しながら支援が必要な家庭には、保健・福祉部門が連携し対応します。
- 誰もが気軽に相談できる相談業務の体制づくりを推進していきます。
- 男女共同参画社会の理解を深めお互い支え合う環境づくりに取り組みます。
- 子どもが犯罪や事故等の被害に遭わないように防犯・見守り活動を支援します。
- 子どもや高齢者、障がい者への虐待の未然防止、また虐待があった場合の速やかな専門機関へのつながりを行えるよう、虐待防止ネットワークの強化を図ります。
- 保護者や介護者等の身体的・精神的ストレスによる虐待を予防するため、負担を軽減するサービスや相談の充実に努めます。



(2) ボランティア活動の推進

*** 現状と課題 ***

- 住民アンケート調査では、ボランティア活動の参加率は13.2%ですが、条件次第で参加したいという町民を含めると、町民の約6割が活動への参加に肯定的な状況で、肯定派は、40～64歳-男性や65～74歳-女性で比較的多く見られます。
- ボランティアに参加する条件は、「自分に合った時間、内容であること」が最上位で、「友人や仲間と一緒にできること」、「活動に関する情報が十分提供されていること」という条件をあげる町民が増えています。
- 社会福祉協議会では、小学校や中学校において、各種団体の協力を得て、様々な福祉体験やボランティア体験活動を実施しており、今後も引き続き福祉への理解と生涯にわたるボランティア活動のきっかけづくりとして取組を推進する必要があります。
- 社会福祉協議会では、ボランティアセンターを通じて、登録された団体への支援等を行っていますが、第2次計画策定時から登録団体数は増えていないため、町民における生活支援のニーズが高まる中で、地域福祉活動に携わる個人や団体の育成が大きな課題です。
- 社会福祉協議会に配置された「生活支援コーディネーター」を中心に、各地域における生活支援体制の構築に向けた取組を進めており、その一環として、生活支援を担うボランティアの育成を進めていく必要があります。

*** 取組の目標 ***

- ★ 地域福祉活動の担い手づくり
- ★ ボランティア活動の活性化
- ★ 福祉コミュニティの形成



*** 一人ひとりができること（地域でできること） ***

- ボランティアやNPOの活動に関心を持ち、家族みんなでボランティア体験をしてみましょう。
- 自分ができることから、ボランティア活動をはじめましょう。
- 様々な活動や体験を通して、「参加する福祉」（ボランティア活動や住民参加型有償・無償サービスなど、福祉を自分の問題として捉え、町民自らが行う福祉）について学びましょう。

- 資格を持っている人は、その専門性を活かして積極的に活動しましょう。
- 各種講座や研修を修了した後は、得た知識を活動に活かしましょう。
- 各種広報やホームページなどを利用して、活動に必要な情報を入手しましょう。
- 行政や社会福祉協議会等が開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。

*** 行政が行うこと ***

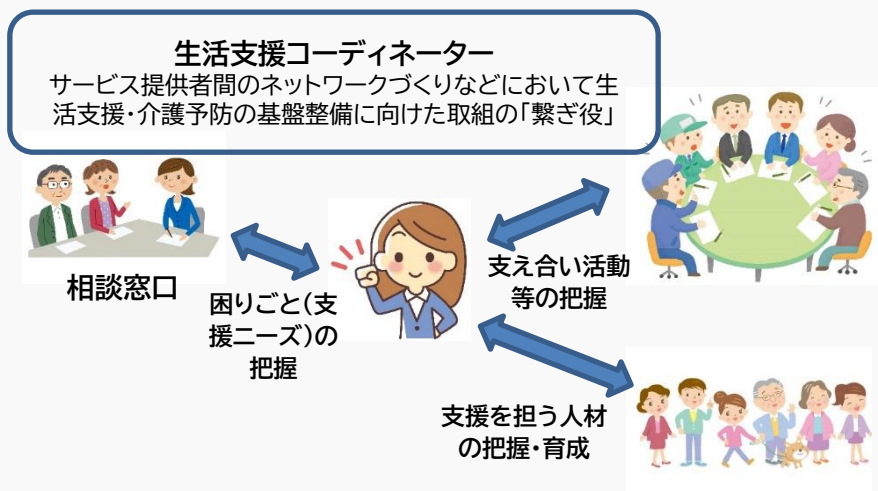
- 担い手不足や情報提供の充実など課題に対応するため、社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの運営を支援します。
- 社会福祉協議会の各種ボランティア活動の情報を発信し、活動の活性化を図ります。
- 福祉団体の活動の活性化を推進し、継続的に活動できるよう支援を行います。
- 学校教育におけるボランティア体験の機会を充実します。

*** 社会福祉協議会が行うこと ***

- ボランティアセンターを通じて、町内で活動する団体等を支援するとともに、ボランティアニーズに迅速かつ適切に対応できるよう、コーディネート体制の充実を図ります。
- 小・中学校や企業等の依頼に基づき、車いす体験・高齢者疑似体験・点字体験・手話体験等、福祉に関する体験講座を開催するほか、ボランティア体験講座を開催します。
- 「福祉観光ボランティア養成講座」等、国際観光都市という町の特性を踏まえたボランティアを養成します。
- 「生活支援コーディネーター*」を中心に生活支援ボランティアの育成を進め、地域での困りごとを地域で解決できる体制を進めます。
- テーマ型ボランティア活動（趣味や知識を活かしたボランティア活動）を広げていきます。

★ 生活支援コーディネーター

町からの受託事業として、社会福祉協議会では生活支援コーディネーターを配置し、住民と共に住民主体地域福祉サービスの実施体制を整備しています。



(3) 健康づくり・介護予防の充実

*** 現状と課題 ***

- これからの人生 100 年時代において、町民がいつまでもいきいきと元気に暮らす、健康都市を実現していくことが大きな課題であり、近い将来、町民の4人に1人が75歳以上の後期高齢者となることを見込まれる中で、地域福祉活動の担い手の確保という意味でも、健康寿命の延伸が本町にとって大変重要です。
- 住民アンケート調査では、毎日の暮らしの中での主な悩みや不安の最上位が「自分や家族の健康に関すること」であり、健康づくりや介護予防は、町民にとっても大きな関心事です。
- 本町では、平成31年3月に「健康・食育はこね21（箱根町健康増進計画・食育推進計画（第2次））」を策定し、“健康都市・箱根の実現”を基本理念として、乳幼児期、学童・思春期、成人期、高齢期まで、ライフステージに応じた健康増進・食育の取組を推進しています。各種健診の実施のほか、各地域では、食育サポートメイト六彩会や「健康づくり推進委員*」等を中心に健康づくりや食育の推進が図られています。
- 介護予防に関しては、地域包括支援センターが介護予防サービスの実施と地域の高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点となっています。介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業を通じて、運動機能の向上を目的とした「にこにこ運動教室（筋力トレーニング教室）」、認知症予防効果を期した「脳と体の若返り教室」、運動機能向上に加えて、栄養改善や口腔機能向上を盛り込んだ「ゆっくりゆったり教室」を開催しています。
- 今後も引き続き、「健康・食育はこね21（箱根町健康増進計画・食育推進計画（第2次））」に基づき、若い年代からの健康づくりを支援する取組の推進が求められるほか、「箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」に基づき、介護予防や介護度の重度化防止施策を推進する必要があります。



★ 健康づくり推進委員

町の検診や健康教室を手伝い、健康づくり推進のために活動している町が委嘱する健康づくりに関するボランティアです。ウォーキングなどを計画し、地域の方に参加を呼び掛けるなど、地域での健康づくりにも取り組んでいます。



*** 取組の目標 ***

- ★ 地域ぐるみの健康づくりと介護予防の推進
- ★ 健康診査の受診勧奨
- ★ 健康づくりや介護予防に関する情報提供の充実

*** 一人ひとりができること（地域でできること） ***

- 自分の健康に関心を持ち、自己管理に努めましょう。
- 家庭で基本的な生活習慣を身につけましょう。
- 「いきいき HAKONE 体操」など、自宅でできる健康づくりに取り組みましょう。
- 町や地域が開催する各種健康教室や介護予防教室等に積極的に参加しましょう。
- 声をかけ合って、気軽に楽しくウォーキングする仲間を増やしましょう。
- 自分のライフスタイルに合った運動を見つけ、継続して実施しましょう。
- 健康・福祉フェスティバルに参加しましょう。
- 健やかな毎日を過ごすために、年に1度は必ず定期的に健康診断やがん検診を受診するとともに、生活習慣の改善に取り組みましょう。
- 健(検)診の結果、精密検査や受診が必要なときは、必ず受診しましょう。



*** 行政が行うこと ***

- 健康づくりを支援するための情報提供を行い、健康に対する町民の意識の高揚を図ります。
- 健康づくりに取り組む町民を支援する「健康・食育はこね21（箱根町健康増進計画・食育推進基本計画）」を推進します。
- 健康・福祉フェスティバルの企画を充実し、開催を継続します。
- 生活の改善や効果的な健康づくりを推進するためのウォーキング活動や食事バランスガイド等を普及し、関係団体と協働して町民の参加を促します。
- 健康な生活を長く続け、介護を受ける状態にならないように、また、介護の度合いが増さないように介護予防の取組を推進します。
- 医師会と連携し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局の普及を図るなど地域医療の充実に向けた取り組みを推進します。

- 各種介護予防教室を実施するとともに、「いきいき HAKONE 体操」の普及を図るほか、高齢者のフレイル（加齢により体や心の働き、社会的なつながりが弱くなった状態）対策として、「介護予防事業と保健事業を一体的に実施できる体制整備*」を検討します。



★ 介護予防事業と保健事業を一体的に実施できる体制整備イメージ

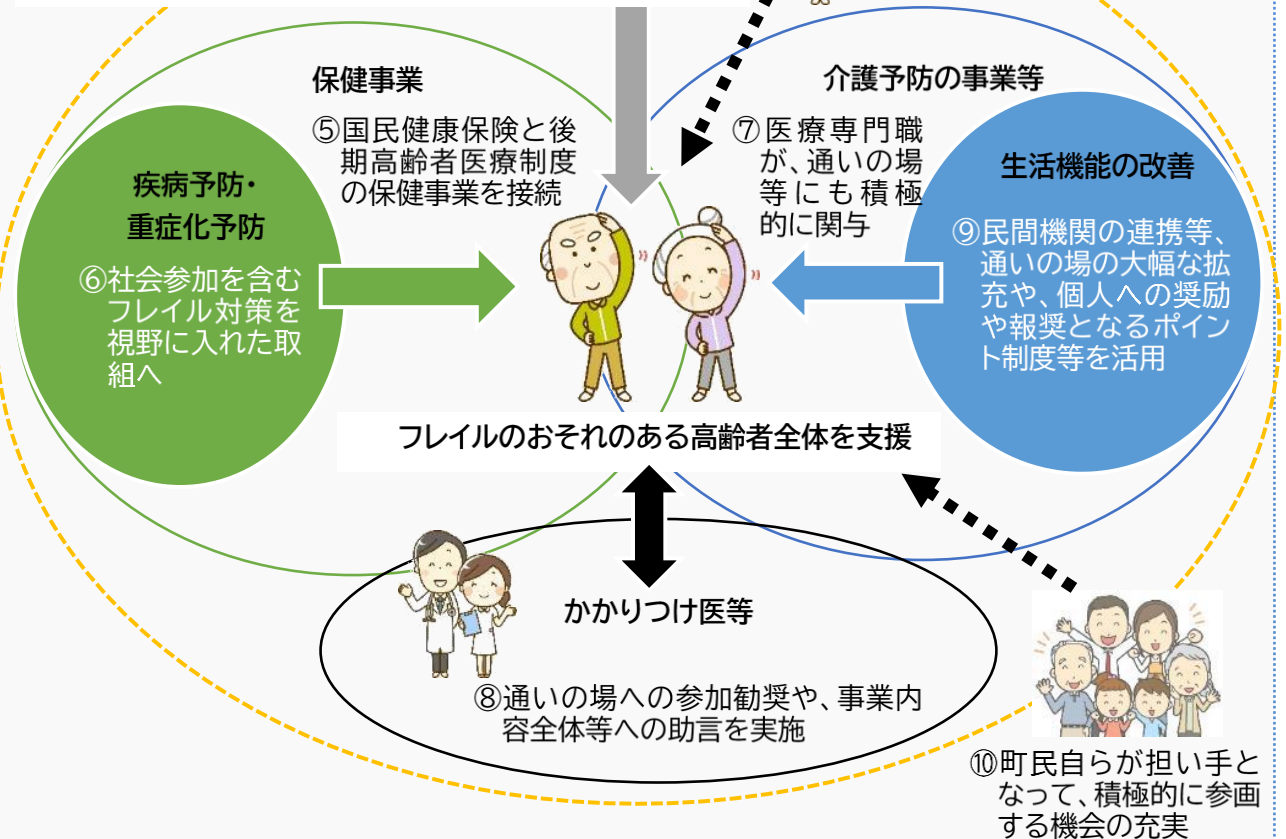
国では、75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等が進められています。

医療・介護データ解析

- ② 高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- ③ 地域の健康課題を整理・分析

④ 多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援（積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること）等を通じて、必要な医療サービスに接続。

- ① 町は医療専門職を配置（保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置）



出典：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について〔概要版〕（令和2年4月厚生労働省保険局高齢者医療課）の図を元に作成

基本目標2 “こうふく” は、きずなから ～互いに支え合う場づくり～

(1) 地域交流・異世代交流の推進

*** 現状と課題 ***

- 住民アンケート調査では、「地域社会がよくならなければ自分の生活もよくならない」と考えている人が6割以上を占め、また、町民が相互に協力して地域をよくする活動についても参加したいと回答した人が半数以上を占めており、これらの結果は5年前（平成27年度）に実施した前回アンケート調査から大きな変化は見られません。
- 地域懇談会では、地域の課題に関する町民同士の情報交換や勉強会、老々介護の世帯や一人世帯をどう守っていくか協議する場が必要との声が上がっているなど、地域をよりよくしていくための町民同士の交流が求められています。
- 地域交流や異世代交流の現状としては、町内の学校や幼児学園・保育園では、毎月初めに「あいさつ運動」が実施されています。
- 社会福祉協議会では、令和2年度現在、町内全域に11か所のサロン活動（ふれあい・いきいきサロン*）を展開しており、高齢化が進む中で、町民同士の交流や活動などを目的とした「新たな地域資源」となっており、今後も引き続きサロン活動の拡大による身近な交流の場づくりが課題です。
- 老人クラブの活動については、広報はこねに参加加入を勧奨する記事を掲載しているほか、口コミでの加入促進を図っていますが、会員の減少が進んでおり、地域懇談会でも課題にあがっています。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症の感染拡大防止や「新しい生活様式」の日常への取り入れを促しつつ、様々な機会を通じて、地域交流・異世代交流を促進していく必要があります。



★ ふれあい・いきいきサロン

社会福祉協議会では、サロンの立ち上げ支援・活動促進支援を行っています。

日ごろ家に閉じこもりがちな人、ご高齢の方や障がいをもった方、地域の誰もが住み慣れたところでいきいきと暮らせるように、楽しく集まれる場所を住民の方々でつくっていく仲間づくりの活動です。参加者とボランティアが話し合いながら、一緒に活動をしていきます。

サロンづくりの手順

①活動する
仲間を募ろう！



②活動場所を
決めよう！



③参加者を
集めよう！



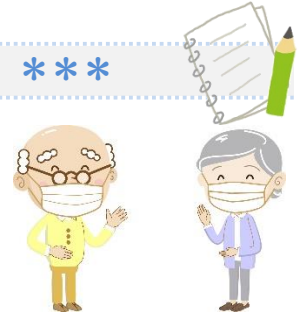
④活動回数・内容、名
前などを決めよう！

*** 取組の目標 ***

- ★ 地域に合った交流活動の推進や話し合いの場の設置
- ★ 趣味や生きがいにつながるような、魅力的な行事や活動の展開
- ★ より多くの町民の地域交流・異世代交流への参加

*** 一人ひとりができること（地域でできること） ***

- 性別や年齢などに関係なく、あいさつや声かけを積極的に行いましょう。
- 自治会や老人クラブ、子ども会に加入しましょう。
- 地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。
- 地域福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。
- 小地域福祉活動を推進しましょう。
- 自治会では、地域と協力して全町であいさつ運動を推進しましょう。
- 自治会や老人クラブ、子ども会では、多くの町民が参加できるよう、行事の企画や運営など、活動内容の工夫や充実に取り組み、魅力をPRしましょう。
- 地域のサークルや団体は、積極的に交流を図りましょう。



*** 行政が行うこと ***

- 青少年がのびのびと健やかに成長するよう、未来を拓く人材として、地域ぐるみで青少年の健全な育成に取り組むとともに、必要な環境づくりを推進します。
- 地域の交流が深められるよう、気軽に集える場所づくりを進めます。
- 地域の大人と子どもが交流できる、子どもの遊び環境（子どもの居場所づくり）の整備を推進します。
- 老人クラブ、子ども会などの地域活動について、「広報はこね」や町ホームページでPRします。
- 障がいのある人の地域生活への支援、社会参加の促進、人にやさしいまちづくりの推進を図ります。
- 社会福祉協議会が進める小地域福祉活動を支援します。

*** 社会福祉協議会が行うこと ***

- 「生活支援コーディネーター」を中心に生活支援ボランティアの育成を進め、地域での困りごとを地域で解決できる体制を進めます。《再掲》
- 湯本、仙石原の地区社協活動を支援します。
- 温泉、宮城野、箱根の地区社協の設置を促進します。
- サロン活動のさらなる推進を図ります。
- 地域の企業や関係機関と連携し、買い物や趣味などを通じたまちぐるみの世代間交流の場、はこねマルシェ（仮）を展開します。

(2) 支え合いによる子育て支援の推進

*** 現状と課題 ***

- 本町では、0～14歳の年少人口が平成27年から令和2年にかけて2割減少するなど、少子化が進行しています。
- 町政モニターアンケート調査では、地域課題として「教育や将来のことの相談環境の整備」に関する意見が多く、地域で取り組むこととして「子育て相談や預かり等の支援」という回答が多くあがっています。また、地域と行政の積極的な連携で改善を図れることについては、「地域における子育て支援の充実」という回答が多く、地域と行政が協働して対応することで、子育てしやすい環境を整えることができると感じている人が多い状況です。
- 本町では、令和2年3月に「箱根町第2次子ども・子育て支援事業計画」を策定し、少子化対策と子どもの最善の利益を実現するために、「子どもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！～子育てするなら箱根町～」を基本理念として、子ども・子育て支援を推進しています。
- 地域の子育て仲間と一緒に子どもの育ちを楽しめるよう、子育て支援センター等運営事業として、仙石原子育て支援センター、湯本子育てサロン、宮城野子育てサロンを開設しており、今後も子育て仲間同士の交流やリフレッシュ等を支援していく必要があります。
- 町の最重要課題である少子化対策に向けては、結婚から妊娠・出産、育児、そして次代の町を担う子どもの育成まで、切れ目なく、きめ細かい支援を行うという視点に立ち、施策を展開しており、今後も「子育て世代包括支援センター*」を中心とした子育て世代の相談・支援体制の充実を図ることが求められます。



★ 子育て世代包括支援センター

本町では、平成31年4月に全児童と家庭に対して広く支援調整・情報提示をする機関として、役場の子育て支援課内に「箱根町子育て世代包括支援センター」を開設しました。

センター内には支援を要する家庭に対応する機関として「子ども家庭総合支援拠点」を併設しています。

また、親だけでなく子ども自ら相談ができることを知ってもらえるよう「子ども相談窓口」の名称を「はこねっこ相談窓口」に改めました。

妊娠前から子育て期まで、からだやこころのこと、育児・生活、そしてお子さんのからだやこころのことまで、気になることについて、どなたでも気軽に相談してください。

子育て期間が楽しく充実したものになるよう、また、子どもたちが箱根で育って良かったと感じられるように、保健師、助産師、保育士、管理栄養士、社会福祉士など、様々な専門職が、お子さんの健やかな成長と生活を見守るサポートをしていきます。

*** 取組の目標 ***

- ★ 子育て相談・支援体制の充実
- ★ 親子の交流の促進
- ★ 幼児期の教育・保育・子育て支援の充実

*** 一人ひとりができること（地域でできること） ***

- 地域で子どもや子育て家庭を温かく見守り、応援しましょう。
- 出産前後や子育て等の悩みがある場合は、子育て世代包括支援センターや子育て支援センターを積極的に利用し、気軽に相談しましょう。
- 子育て支援センター等を利用し、子育て中の親子同士で交流したり、情報交換しましょう。
- 仲間同士で育児サークル等を立ち上げ、交流の場をつくりましょう。
- 子どもへの接し方、しつけのあり方とはどうあるべきか等について、町の家庭教育講座などに参加し、学びましょう。
- 「男だから」「女だから」という固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活や地域活動に積極的に参画しましょう。



*** 行政が行うこと ***

- 妊産婦訪問、乳児全戸訪問指導等を通して子育て家庭を見守り、子育て世代の交流の場を提供しながら支援が必要な家庭には、保健・福祉部門が連携し対応します。《再掲》
- 子育て世代包括支援センターを中心に相談対応や切れ目のない支援を行います。
- 保健師や助産師等による専門的な相談支援や多種多様な悩みに対応できる養育支援体制を整備します。
- 子育て支援センター、子育てサロンの周知や各種交流会を実施し、交流機会を充実させます。
- 育児サークルの支援や、町内の子育てサークルに関する情報提供を行います。
- 認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校等と連携し、切れ目のない乳幼児期の教育・保育・子育て支援を行います。
- 町立小・中学校において乳幼児とふれあう交流学习やボランティア活動を行います。
- 子ども・子育てに必要な学習機会の充実を図り、情報の提供や様々な講座の開催を行います。
- 交流機会やスポーツ活動等を通じて、地域における教育力の向上を図ります。
- 男女共同参画社会の理解を深めお互い支え合う環境づくりに取り組みます。《再掲》

*** 社会福祉協議会が行うこと ***

- 子育て世代・ひとり親家庭等、当事者が参加できる居場所作りを行います。

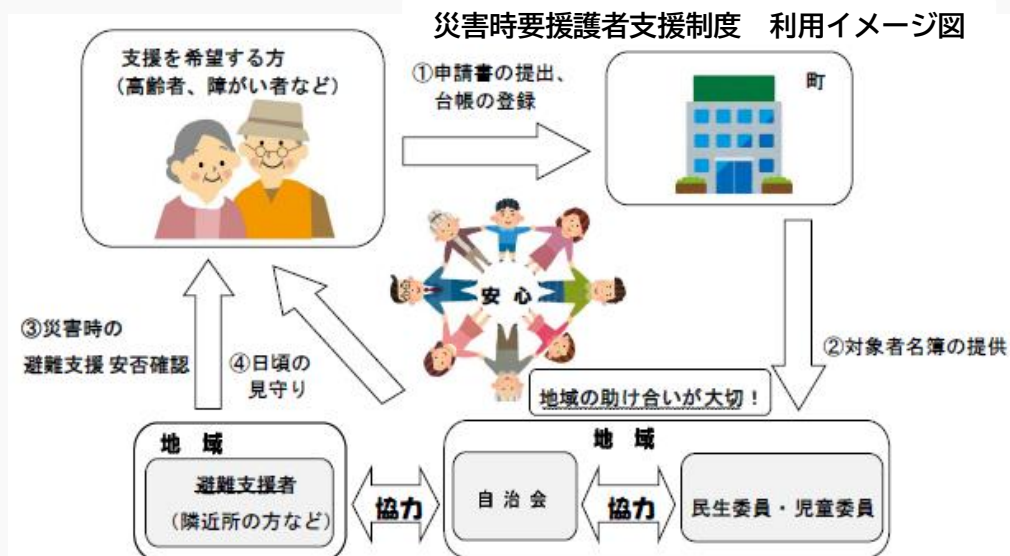
(3) 安全対策の充実（万一の備えの充実）

*** 現状と課題 ***

- 本町においては、平成27年6月の箱根山（大涌谷）の噴火警戒レベル3への引き上げ、令和元年10月には台風19号の豪雨によって甚大な被害がもたらされるなど、自然災害への備えや対応が重要な課題です。
- 住民アンケート調査では、昨今の本町を取り巻く自然災害の状況から、地域の人たちが協力して取り組んでいくことが必要だと思える活動として「災害時の避難・救助や防災対策」との回答が圧倒的に多く、次いで「地域の防犯活動」が続いており、地域ぐるみでの安全対策に対して、非常に関心が高い状況です。
- 町政モニターアンケート調査でも、災害時の避難・救助や防災対策への関心が高く、日常生活での不安と地域課題については、「災害に関すること」と「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」が最も多くなっています。
- 地域懇談会でも、災害時への不安（自治会としてできることが何か等）とともに、避難所での対応や避難場所への要望が寄せられています。
- 本町の支え合いによる災害対策としては、「災害時要援護対象者名簿の登録*」を行っており、民生委員と地域包括支援センターを中心に、見守り活動の中で登録の必要性をアピールし、必要な人の登録を促進しているほか、各自治会に自主防災組織があり、防災グッズを備蓄するとともに、定期的に訓練を実施しています。
- 今後も災害に備えた支え合いの取組を推進するとともに、子どもや高齢者等を狙った犯罪や振り込め詐欺、悪質商法への対策を含め、町民一人ひとりが防災・防犯意識を高め、地域ぐるみによる防災・防犯活動を展開することが必要です。

★ 災害時要援護対象者名簿の登録

本町では、災害時などに自分で避難することが難しく、避難するための支援を希望している方に対して、「誰が、誰に、どのように支援する」という具体的な避難支援をするための災害時要援護者（要配慮者）支援制度を運用しており、災害時要援護対象者名簿の登録を行っています。



*** 取組の目標 ***

- ★ 地震、風水害、火山災害、雪害などの防災・減災対策の推進
- ★ 自主防災活動の促進
- ★ 防災・防犯意識の啓発



*** 一人ひとりができること（地域でできること） ***

- 「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、そのための知識や技術を身につけるとともに、防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 子どもや高齢者、障がい者の防災訓練への参加を呼びかけましょう。
- いざという時のためにも自治会に加入しましょう。
- 緊急連絡先や必要な支援内容をあらかじめ整理しておきましょう。
- 避難に心配がある人は、災害時要援護対象者名簿への登録を申し出ましょう。
- 地域や自治会組織では、避難が困難な高齢者や障がい者のために避難経路の確認、避難所への誘導など、緊急時に取るべき行動を確認しておきましょう。
- 自主防災組織では、防災訓練の際にはAEDの使い方などについて確認しておきましょう。
- 日頃から地域でのあいさつや声かけを行い、高齢者や子どもたちを見守りましょう。
- 犯罪者が入り込みにくい、犯罪をしにくい地域となるように防犯活動を進めましょう。



*** 行政が行うこと ***

- 災害時要援護対象者支援登録を推進します。
- 効果的な避難支援の方策について検討し情報提供していきます。
- 各自治会を中心に避難誘導・安否確認体制を整備します。
- 自主防災組織を支援します。
- 災害時や地域の安全対策のために自治会が最も重要な組織であることを各家庭に理解してもらおうようPRし、自治会加入を促します。
- 避難場所として民間施設の活用を図っていきます。
- 広報紙やホームページ等により防犯意識の啓発に努めます。

*** 社会福祉協議会が行うこと ***

- 災害ボランティアセンターの立ち上げに備えて、町内のボランティアや関係団体の参加を得て、訓練を実施します。
- 平時からのつながりを活かした災害時の福祉ネットワーク体制を構築します。

基本目標3 “こうふく” は、豊かなメニューから ~安心できる仕組みづくり~

(1) 情報提供の充実

*** 現状と課題 ***

- 住民アンケート調査では、地域の福祉を充実させていく上で、箱根町が力を入れるべき点として「災害時の避難支援の必要な人への対策」とともに、「福祉サービスに関する情報提供の充実」が最上位にあがっています。
- 町政モニターアンケート調査でも、行政が優先して取り組むべきことについての質問に「福祉サービスに関する情報提供の充実」と回答する方が多く、情報提供の充実が求められています。
- 本町では、広報紙（広報はこね等）や自治会回覧板、ホームページ等を通じて、福祉サービスや地域福祉活動に関する情報を提供しており、広報はこねは平成30年度から文字を少し大きくして、見やすさの向上を図りました。また、平成28年度にリニューアルした町のホームページは、文字の大きさが一定以上であることや識別しにくい色を使わないこと、また文章読み上げソフトの利用を考慮し、音声になった際に理解しにくくなる表現を避けるなど、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることを意識したものとなっています。
- 聴覚、言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人については、意思疎通支援として手話通訳者等を派遣しており、「神奈川県手話言語条例*」が制定されたことを踏まえつつ、手話に対する理解を深め、普及していく必要があります。



★ 神奈川県手話言語条例

神奈川県では、「神奈川県手話言語条例」が平成27年4月より施行されています。

県民の手話に対する理解を深め、手話を利用しやすい環境を整備していくことが必要であることから、手話の普及等に関する条例が制定されました。

この条例では、ろう者とろう者以外の方が共生することのできる地域社会の実現を目指して、基本理念と県の責務・県民、事業者の役割、手話推進計画等について定めています。

県民、事業者の役割

ア 県民は、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

イ 手話を使用する者は、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力し、手話の普及に努めるものとする。

ウ 事業者は、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。



*** 取組の目標 ***

- ★ ニーズに応じた情報の提供
- ★ 利用しやすい情報サービスの提供
- ★ 情報通信技術の活用等、提供手段の多様化



*** 一人ひとりができること（地域でできること） ***

- 広報紙（広報はこね等）や自治会回覧板などをよく読み、関心を持って情報を得るようにしましょう。
- ひとり暮らし高齢者など、日常の支援やサービスを必要とする人に対しては、民生委員・児童委員等と協力して情報を提供しましょう。
- インターネットや情報通信機器を活用しましょう。
- 地域の施設や団体等では、機関紙を発行するなど情報を提供しましょう。
- 情報発信の際には、ホームページの文字サイズや色、ふりがなの設定など、誰もが利用しやすい表示や伝達の方法、操作の方法の工夫などに取り組みましょう。
- 自治会や老人クラブ、子ども会など地域の団体に参加し、地域で実施・開催される行事等に積極的に参加して、情報を共有しましょう。
- 手話通訳や点字、音読などを理解しましょう。

*** 行政が行うこと ***

- 必要な人に情報が行きわたるように、広報紙や冊子等により情報を提供し、今後も読みやすく親しみやすい広報紙づくりに努めていきます。
- 広報紙等の各種媒体だけでなく、関係団体等へ情報を提供し、相談窓口等について一層町民に浸透するよう努めます。
- 誰もが利用しやすいホームページづくりに努め、町民が必要とする情報をタイムリーに提供するとともに、メール配信やSNS等、インターネットを利用した効果的な情報提供のあり方について検討します。
- 視覚・聴覚に障がいのある方に対するコミュニケーション支援事業を継続し、障がいに応じた方法による情報提供に努めます。
- 障がい者に対する理解を深めるため意思疎通を支援する人材を養成します。



*** 社会福祉協議会が行うこと ***

- 地域における福祉活動の調査を行います。
- 地域福祉マップ（仮）の作製を行います。
- 地域福祉活動の情報発信と活動を希望する住民との結び付けを行います。
- 年齢や性別、障がいの有無に関わらず誰もが情報を知ることができる情報発信を行います。

(2) 包括的な相談支援体制の構築

*** 現状と課題 ***

- 住民アンケート調査では、毎日の暮らしの中での主な悩みや不安として、40歳未満の人の場合は「生活費等の経済的なこと」が約4割で最も多い悩み等となっています。また、日頃の生活での困ったことについての相談先について、ひとり暮らしやひとり親世帯の場合は、「誰にも頼まない、相談しない」という割合が比較的高くなっており、今後の増加が見込まれるひとり暮らし等の人に対しては、支援事業や相談窓口の周知を図る必要があります。
- 「箱根町社会福祉協議会」に期待することについては、「障がいのある方や高齢者など、生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」、「地域の福祉課題に積極的に取り組むこと」が上位2つです。
- 地域懇談会でも、相談窓口の充実（困っていることを相談する一括窓口等）に関する提案が寄せられています。
- 本町の相談支援の取組としては、町内5地域で各4回の心配ごと相談を開催しています。
- 子育て支援については、妊娠を望んだときから子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を平成31年4月1日に設置し、同時に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、乳幼児期から青少年期までつながる幅広い年齢の多様な課題に対応し、各機関と連携しながら虐待防止の強化を図りました。
- 高齢者福祉や介護については、地域包括支援センターが総合相談窓口となっており、地域ケア会議を通じて、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図っています。また、「認知症地域支援推進員*」や生活支援コーディネーターを配置し、高齢者にとっての諸問題を解決に導けるよう、相談体制の強化を図りました。
- 障がい者の相談支援については、身体、知的、精神、児童に対応した相談支援事業所を小田原市、真鶴町、湯河原町と共同設置しており、地域自立支援協議会の運営を通して、相談事業の評価や困難な事例への対応、地域における情報共有体制を構築しています。
- 今後は、子育て支援や介護、障がい福祉に限らず、生活困窮や権利擁護など、生活課題の複雑化・複合化に対応するため、関係機関のネットワークのもとで、包括的な相談支援体制の構築と課題の把握、課題への対応が求められています。
- 判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、本人の意思を引き出すよう支援し、必要なサービスを利用できるようにしたり、適切な財産管理のために、成年後見制度の相談・支援、関係者によるネットワークの構築、周知・啓発などが求められます。



★ 認知症地域支援推進員

認知症の方が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、地域の実情に応じて医療機関や介護サービス事業所など、地域の関係機関へつなぐ支援や、認知症の方と家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置しました。

*** 取組の目標 ***

- ★ 既存の相談窓口の認知度の向上
- ★ 生活上の悩みや困りごとに包括的に対応する相談支援体制の構築
- ★ 福祉ニーズの早期発見・早期対応への体制強化



*** 一人ひとりができること（地域でできること） ***

- 問題を家族・個人だけで抱えこまず、まずは相談しましょう。
- どんなことでも相談できる人を見つけましょう。
- 公的施設などを利用した相談を行うなど、身近なところで気軽にできる相談について検討しましょう。
- 家族や友人の様子の変化に気を付けましょう。
- 適度な距離感を保ちつつ、となり近所に関心を持ちましょう。
- 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。
- 地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員・児童委員等との連携を深めましょう。
- 気軽に集まれるサロン活動を普及し、相談できる信頼関係を築きましょう。

*** 行政が行うこと ***

- 相談窓口など、相談できる場所や内容について、広く周知します。
- 民生委員・児童委員等と協力して、各種相談事業について周知を図り、町民が気軽に相談できる体制をつくります。
- 様々な課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、各支援関係機関につなぐ体制を整えます。
- 各地域での町民の方が集まる機会づくりを支援し、ニーズの早期発見、早期対応の体制を整えていきます。
- 生活困窮者自立支援法に関わる支援体制のネットワーク化に取り組みます。
- 子どもや高齢者、障がい者への虐待の未然防止、また虐待があった場合の速やかな専門機関へのつながりが行えるよう、虐待防止ネットワークの強化を図ります。《再掲》
- 多方面にわたる複合的な課題への対応が求められていることから、包括的な体制を整え、分野横断的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業＊」の実施を検討していきます。
- 保護者や介護者等の身体的・精神的ストレスによる虐待を予防するため、負担を軽減するサービスや相談の充実を図ります。
- 成年後見制度など、権利擁護のための制度や事業の利用を支援します。
- 町に届く手紙や電話・メール、また、各種相談員・サービス事業者などを通じてニーズを把握します。

*** 社会福祉協議会が行うこと ***

- 相談を丸ごと受け止め、専門窓口へつなげる仕組みづくりを行います。
- 伴走的な相談支援を実施します。



★ 重層的支援体制整備事業

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法の改正に伴い、次の①～③を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

①
相談支援

- 介護(地域支援事業)、障がい(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める、包括的相談支援事業を実施。
- 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

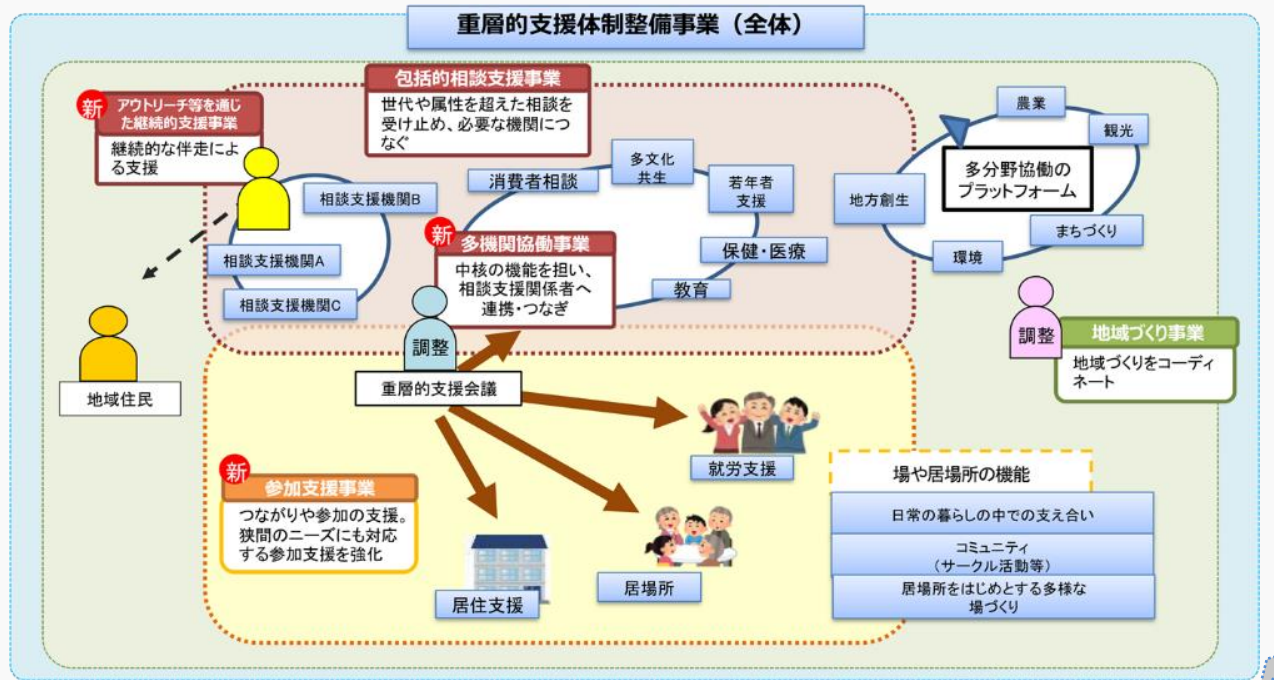
②
参加支援

- 介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施。
- (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
(※2)就労支援、見守り等居住支援 など

③
地域づくり
事業

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障がい(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施。
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保。
 - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

重層的支援体制整備事業イメージ



(3) 各種サービスの充実

*** 現状と課題 ***

- 本町では、介護保険事業や高齢者福祉サービス、障がい福祉サービスや地域生活支援事業、子ども・子育て支援事業等、公的制度に基づく各種福祉・介護サービスの充実に努めており、今後も町の個別計画に基づき、ニーズに応じた事業・サービスの充実に必要があります。
- なお、公的制度でカバーできない生活課題も顕在化してきており、住民アンケート調査では、自身や家族が高齢になったり、病気や事故などで日常生活が不自由となったとき、地域の人にしてもらいたいことについて「通院や施設への送迎をする」と「買い物の手伝い」が上位2つです。
- 地域懇談会においても、通院や買い物を支援するサービス等への要望や提案が寄せられており、集落が分散している本町の地理的特性や高齢者の免許返納促進の取組と相まって、今後ますます需要が拡大することが予想されます。
- 福祉・介護サービスについては、ニーズに応じた量的な確保のみならず、サービスの質の確保も重要な課題です。子育て支援については、幼児学園・保育園では「学校評価」を実施し、保護者や関係者、職員等からの評価を受けて、評価結果を公表しています。また、高齢分野については、地域ケア会議の開催や「介護給付等費用適正化事業*」等を通じて、サービスの質の確保に努めているほか、障がい福祉分野については、地域自立支援協議会の運営を通じて、サービス等の質の確保に努めています。
- 今後もニーズに応じて、各種サービスの事業者や福祉人材の確保など、サービス提供基盤の確保とともに、サービスの質の確保・向上を図るための取組の推進が求められます。



★ 介護給付等費用適正化事業

本町は、持続可能な介護保険制度の運用に向けて、国保連合会から提供される介護給付費適正化データを活用し、給付状況の点検を行っています。また、ケアマネジャーによるケアプランチェックを実施しているほか、理学療法士による住宅改修等の点検、後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報の突合、年1回の介護給付費通知等を実施しています。

*** 取組の目標 ***

- ★ ニーズに応じたサービス提供基盤の確保
- ★ サービスの質の確保・向上
- ★ 福祉人材の確保



*** 一人ひとりができること（地域でできること） ***

- 町やサービス事業者に対して、サービスについての要望や意見を伝えましょう。
- とおり近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、地域で手助けしましょう。
- 福祉等に関するアンケート調査には、関心を持って積極的に回答し、地域の意向を示しましょう。
- 介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度など、福祉サービスの概要を学びましょう。
- サービス提供事業者や福祉施設では、地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらうとともに、第三者評価の受審や事業者間の連携・情報共有のための会議・研修等を通じて、サービスの質の向上を図りましょう。

*** 行政が行うこと ***

- アンケート調査や町に届く手紙や電話・メール、また、各種相談員・サービス事業者などを通じてニーズを把握します。
- サービスの利用状況の分析や各種調査などにより、サービスを利用する側と提供する側の双方の希望を把握し、適切なサービスの提供に努めます。
- 教育・保育サービスや子ども・子育て支援事業、介護保険サービス、障がい福祉サービスについて、第三者評価の受審を促進するとともに、事業者間の連携・情報共有のための会議・研修等の開催を支援します。

*** 社会福祉協議会が行うこと ***

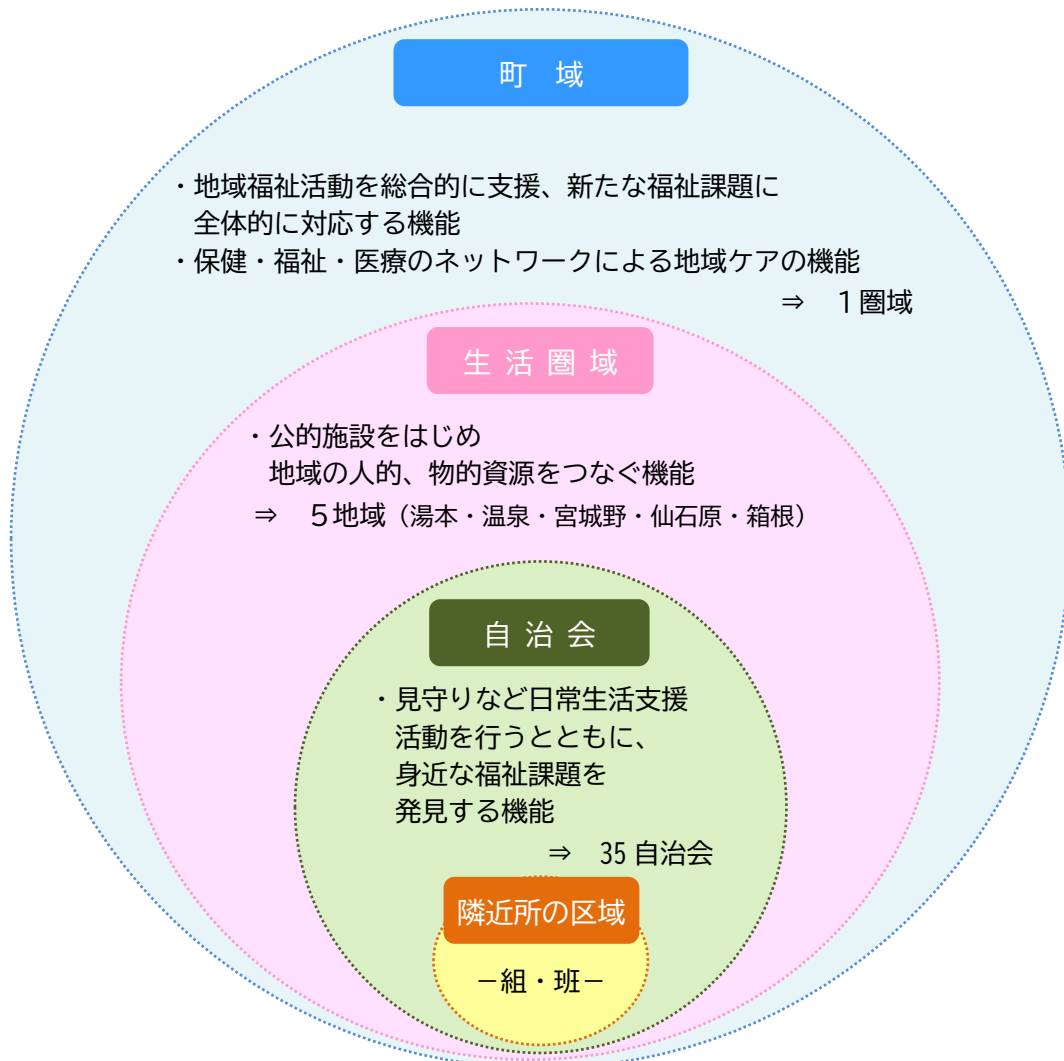
- 小地域による地域のことを話し合う会を開催し、地域の課題を把握します。
- 地域の課題に対して、一人ひとりができること、隣近所で助け合える活動に取り組みます。
- 「生活支援コーディネーター」を中心に生活支援ボランティアの育成を進め、地域での困りごとを地域で解決できる体制を進めます。《再掲》

第5章 計画の推進に向けて

1 地域福祉推進のための圏域設定

支援を必要とする町民へのサービスの提供や、町民を主体とする地域福祉を推進していくためには、施設配置や人材などの社会資源をいかにネットワーク化していくかが問われています。

第1次計画から、町の実情に即して、湯本・温泉・宮城野・仙石原・箱根の各地域を「一次生活圏域」に設定し、活動を支援する環境づくりを進めてきました。本計画においても、その圏域設定を踏襲し、下記のとおり圏域を設定し、町民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心していきいきと暮らし続けられる地域づくりを行います。



2 地域福祉の推進・調整役

(1) 箱根町社会福祉協議会

町民、事業者、町などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むことが必要です。

そのためには、まず地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められています。そのため、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、社会福祉協議会との連携を強化していきます。

(2) 地域福祉の推進体制

地域福祉を向上させていくためには、地域福祉に携わる者同士が、連携して取り組んでいく必要があります。また、地域において民生委員・児童委員や福祉施設等、福祉活動に取り組む人たちが連携を強め、ネットワークを充実し情報交換をすることによって、問題の早期発見・早期解決をすることができます。

複雑多様化する保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、町の担当課だけでなく、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力し合う体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。



3 進行管理

(1) 計画の進行管理

本計画の基本理念や基本目標を達成するためには、地域住民が主体的に地域づくりに関わり、担い手となって取り組むことが必要です。

このため、長期的な視点のもと、各福祉関連計画の進捗状況の定期的な点検・把握等の進行管理を行うとともに、必要な事項の協議を行い、より効果的な取組を推進していきます。

(2) 計画の評価・検証

計画を着実に進めていくために、次の数値目標を設定します。

項目名	現状値	目標値 (令和7年度)
ボランティア団体数 (町社会福祉協議会登録数)	10 団体 (R 元年度)	12 団体
ふれあい・いきいきサロン数	5 地域 11 団体 (R 元年度)	5 地域 12 団体
小地域福祉推進団体数 (地区社会福祉協議会数)	2 地域	5 地域
隣人との支え合い助け合いなど、付き合いを大切にしたいと思う人の割合 (住民アンケート調査より)	77.9% (R2 年度)	増加
住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加したいと思う人の割合 (住民アンケート調査より)	56.8% (R2 年度)	増加
箱根町を住みよいと思う人の割合 (住民アンケート調査より)	55.6% (R2 年度)	増加

4 地域福祉活動計画の概要

(1) 本計画と地域福祉活動計画の関係

本計画は、地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める指針であるのに対し、「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が策定し、本計画の方針を踏まえ、各施策を実施していくための実施計画となります。

社会福祉協議会と連携して両計画に一体性を持って推進することで、誰もが安心して暮らすことができる“福祉のまちづくり”を目指します。

(2) 計画の概要

地域福祉活動計画の基本理念である「心豊かで生きがいのある福祉のまちづくり」の実現に向けて、計画期間中に進める組織基盤の強化や実践活動の骨組みについて定めています。

計画期間については、本計画と同様に令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としています。

また、町民や関係団体等の要望、計画事業の進捗状況を踏まえて、毎年度ローリング方式により見直し、調整することとしています。

資料1 箱根町地域福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、箱根町附属機関設置条例(令和元年箱根町条例第17号)第2条の規定に基づき設置された箱根町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく箱根町地域福祉計画の策定に関する事項について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 箱根町自治会連絡協議会の推薦する者
- (3) 箱根町民生委員児童委員協議会の推薦する者
- (4) 箱根町社会福祉協議会の推薦する者
- (5) 箱根町老人クラブ連合会の推薦する者
- (6) 箱根町ボランティア協会の推薦する者
- (7) 公募の町民
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 箱根町社会福祉協議会の職員
- (10) 町職員
- (11) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、当該計画の策定の終了をもって終わるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

資料2 箱根町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

《計画原案にて記載予定》

資料3 地域懇談会 各地域での主な意見要旨

《計画原案にて記載予定》

第3次

箱根町地域福祉計画【素案】

令和2年12月